

関西広域応援・受援実施要綱

平成 25 年 3 月

関 西 広 域 連 合
広 域 防 災 局

目 次

第1章	目的	1
1	目的及び位置付け	1
2	運用方針	1
3	要綱の改訂	1
第2章	基本的な枠組み	2
1	本要綱における用語の定義	2
2	対象とする災害	4
3	応援の種類	5
4	広域連合の役割	6
5	連絡調整方針	6
(1)	構成団体・連携県との連絡調整	6
(2)	市町村との連絡調整	6
(3)	関係機関・団体との連絡調整	6
6	応援の割当て	8
7	応援・受援に係る手続き	9
(1)	被害状況等の連絡及び共有	9
(2)	応援要請	9
(3)	応援計画の決定及び通知	9
(4)	応援内容の連絡	9
(5)	応援計画内訳書の作成及び連絡	9
(6)	応援の実施	10
(7)	他圏域からの応援の受入れ	10
(8)	応援実績の報告及び取りまとめ	10
(9)	応援経費の負担	10
(10)	応援経費の求償	10
8	複数のブロック知事会に所属する構成府県及び連携県の応援・受援活動	15
(1)	複数のブロック知事会に所属する構成府県の応援・受援活動	15
(2)	連携県の応援・受援活動	15
第3章	初動の手順	16
1	準備体制の確立	17
(1)	準備体制の確立	17
(2)	緊急派遣チームの派遣	19
2	応援・受援体制の確立	21
(1)	災害の規模に応じた応援・受援体制の確立	21
(2)	広域連合災害対策(支援)本部の設置	28
(3)	カウンターパート方式による応援・受援	35
(4)	現地支援本部及び現地連絡所の設置	37
(5)	政府現地対策本部設置時の対応	40

第4章 応援・受援の手順	42
1 分野共通の手順	44
1-1 情報の収集・共有及び公表	44
1-2 輸送経路・手段の確保	49
1-3 応援要員の派遣	53
2 救助・救急及び消火活動の実施	64
3 医療活動の実施	75
4 避難指示等の発令及び避難誘導	85
5 広域避難の実施	88
6 避難所の運営	94
7 帰宅困難者の支援	99
8 生活物資の供給	102
9 給水	109
10 被災者の健康対策の実施	113
10-1 保健・福祉	113
10-2 栄養	117
11 被災者の心のケアの実施	121
12 生活衛生対策の実施	125
12-1 し尿処理	125
12-2 入浴の確保	129
13 防疫対策の実施	133
14 遺体の葬送	137
15 被災建築物等の危険度判定	142
16 応急仮設住宅の整備・確保	145
17 社会基盤施設の緊急対策及び復旧	154
17-1 全般	154
17-2 水道	158
17-3 下水道	162
17-4 電気・ガス・通信	168
18 災害廃棄物の処理	171
19 被災者の生活支援	175
19-1 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付	175
19-2 義援金の募集・配分	179
19-3 被災者生活再建支援金の支給	182
19-4 相談窓口の開設	186
20 被災市町村事務全般の支援	190
21 学校の教育機能の回復	194
22 文化財の緊急保全	199
23 災害ボランティアの活動促進	203
24 海外からの支援の受入れ	208

様式	213
様式 1 (災害等の名称)における関西府県・政令市の体制及び被害状況	213
様式 2 - 1 応援要請書	214
様式 2 - 2 応援要請(計画)内訳書 1 (職員の派遣)	215
様式 2 - 3 応援要請(計画)内訳書 2 (物資・資機材の提供)	216
様式 2 - 4 応援要請(計画)内訳書 3 (その他)	217
様式 3 応援計画書	218
様式 4 - 1 応援実績報告書 1 (職員の派遣)	219
様式 4 - 2 応援実績報告書 2 (物資・資機材の提供)	222
様式 4 - 3 応援実績報告書 3 (避難者等の受入れ)	223
様式 5 (災害等の名称)について(報道発表資料)	224

【別冊】

関係機関連絡先一覧

災害時広域応援協定集

第1章 目的

1 目的及び位置付け

本要綱は、大規模広域災害発生時に、関西広域連合（以下「広域連合」という。）及び構成団体が、連携県、市町村及び関係機関・団体と連携し、関西圏域として円滑に応援・受援を行うことを目的に、広域連合及び構成団体の応援・受援に係る標準的な体制や活動の内容・手順等を定めるものである。

また、広域連合及び構成団体以外の関係機関・団体が災害対応として実施する業務を本要綱に明示することにより、それぞれ異なる役割を担って災害対応に関わる多様な主体の連携・協力が円滑に行われ、効率的・効果的な災害対応に資することを期待する。

本要綱は、広域連合規約、広域連合広域計画及び関西防災・減災プランに基づき、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」等との整合を図り作成するものであり、他の相互応援協定等に基づく応援を妨げるものではない。

2 運用方針

本要綱は、以下の方針により運用する。

- ・大規模広域災害発生時、広域連合及び構成団体は、連携県、市町村及び関係機関・団体と連携し、本要綱に基づき、迅速に応援・受援を実施する。
- ・本要綱に定めのない事項や最大規模の南海トラフ巨大地震クラスの大規模広域災害に対しても、本要綱に定める応援・受援に係る標準的な体制・活動手順等を基本に、柔軟に対応する。
- ・関西圏域外の大規模広域災害に対しても、本要綱の定めを準用して被災都道府県・市町村の応援に当たる。

3 要綱の改訂

本要綱は、関西防災・減災プランに基づき作成するものであることから、同プランの策定・改定に応じて順次改訂を行う。また、毎年、異なるテーマを設けて訓練を実施し、検証を重ねるほか、災害対応から得られた知見を反映させるなど、より適切なものとなるよう継続的に改訂を行う。

第1版（平成25年3月作成）では、関西防災・減災プランの分野別対策編のうち、既に策定済みの地震・津波災害対策編に基づき応援・受援の手順を定めている。

今後、原子力災害対策編、感染症対策編、風水害対策編等が策定された際は、順次内容を見直し、改訂を行う。

第2章 基本的な枠組み

1 本要綱における用語の定義

用語	定義
大規模広域災害	被害が複数の都道府県にまたがり、または単独の都道府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる災害をいう。
構成府県	広域連合構成団体のうち、広域防災事務に参加する6府県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県）をいう。
構成政令市	広域連合構成団体のうち、広域防災事務に参加する4政令市（京都市、大阪市、堺市、神戸市）をいう。
構成団体	構成府県及び構成政令市をいう。 （参考）広域連合は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県並びに京都市、大阪市、堺市及び神戸市の7府県4政令市により構成されるが、広域防災事務については、鳥取県を除く6府県4政令市が参加している（平成25年3月現在）。
連携県	鳥取県並びに広域連合の連携団体である福井県、三重県及び奈良県の4県をいう。
関係機関・団体	関係広域機関（中央省庁、国出先機関、広域実動機関） 応援協定ブロック（九州地方知事会、中部圏知事会）及び全国知事会、 企業・団体・ボランティア等の総称をいう。
広域実動機関	複数府県域で活動する消防、警察、自衛隊、海上保安庁の総称をいう。
関西圏域	構成府県及び連携県の区域をいう。
被災府県	大規模広域災害により被災した構成府県及び連携県をいう。ただし、本要綱の運用方針（p.1）により、「関西圏域外の大規模広域災害に対しても、本要綱の定めを準用して被災都道府県・市町村の応援に当たる」としており、その場合、関西圏域外の被災した都道府県も含む。
被災政令市	大規模広域災害により被災した構成政令市をいう。
被災市町村	被災府県内の被災市町村（被災政令市を含む。）をいう。
応援府県	本要綱に基づき被災府県・市町村の応援を行う構成府県及び連携県をいう。
応援政令市	本要綱に基づき被災府県・市町村の応援を行う構成政令市をいう。
応援市町村	本要綱に基づき被災府県・市町村の応援を行う応援府県内の市町村（応援政令市を含む。）をいう。
カウンターパート方式	複数の府県が被災した場合において応援府県・政令市に特定の応援先となる被災府県を割り当てて応援する応援方式をいう。
幹事府県	カウンターパート方式による場合において、同一の被災府県を割り当てられた応援府県・政令市間の連絡調整を行うとともに、これらを代表して当該被災府県及び広域連合と連絡調整を行う応援府県をいう。

< 構成政令市及び市町村に関する記述について >

構成政令市の役割・業務

本要綱の連絡調整方針（p. 6）において、構成政令市と広域連合との連絡調整は直接行うことを基本としている。一方で、災害対策基本法上、政令指定都市と一般市町村の役割は特に区別されていないことから、構成政令市の役割・業務は、特に注釈のない限り、「被災市町村」「応援市町村」の欄に記載する。

市町村の役割・業務

災害対策基本法により府県は市町村が処理する防災業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行なう責務を有することとされている。また、関西防災・減災プランでは、応援府県は、市町村と連携し、被災府県・市町村の支援を行うこととしている。このため、本要綱では、被災市町村及び応援市町村の役割・業務についても、応援・受援の調整に必要な範囲で記載する。

なお、構成府県は平時から、市町村に対し、本要綱の内容を周知し、運用に当たっての協力を求める。

2 対象とする災害

本要綱の対象とする災害は、被害が複数都道府県にまたがり、または単独の都道府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる大規模広域災害とする。

本要綱で想定する大規模広域災害による被災パターンは、次表の5つに分けられる。

関西圏域内外にまたがる大規模広域災害が発生した場合、広域連合及び構成団体は、連携県と連携し、原則として関西圏域内の応援に専念する。

<大規模広域災害による被災パターン>

被災地域 被災都道府県	関西圏域内	関西圏域外
複 数	例：南海トラフ巨大地震	
	例：生駒断層帯地震	例：東日本大震災
単 独	例：阪神・淡路大震災	例：新潟県中越地震

<過去の大規模広域災害による被害>

災害名(発生日)	規模	死者数	行方不明者	全壊棟数	避難者数(最大時)	備 考
阪神・淡路大震災 (H7.1.17)	M7.3	6,434人	3人	104,906棟	316,678人 (H7.1.23)	出典：阪神・淡路大震災について(確定報)(H18.5消防庁) 阪神・淡路大震災 - 1年の記録(H8.6兵庫県)
新潟県中越地震 (H16.10.23)	M6.8	68人	0人	3,175棟	103,178人 (H16.10.26)	出典：平成16年新潟県中越地震による被害状況について(最終報)(H21.10新潟県)
東日本大震災 (H23.3.11)	M9.0	15,881人 (H25.3.8)	2,668人 (H25.3.8)	128,801棟 (H25.3.8)	約470,000人 (H23.3.14)	出典：平成23年東北地方太平洋沖地震の被害状況と警察措置(H25.3警察庁)
平成23年台風第12号 (H23.8.29~9.7)	-	82人	16人	379棟	6,460人 (H23.9.4)	出典：平成23年台風第12号による被害状況及び消防機関の活動状況等について(第20報)(H24.9消防庁)

<大規模広域災害による被害想定>

災 害 名	規模	死者数	全壊棟数	避難者数(最大時)	備 考
最大規模の南海トラフ巨大地震	M9.0	約323,000人	約2,386,000棟	約9,500,000人	出典：中央防災会議防災対策推進検討会議南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループの被害想定(H24.8)(H25.3)
頻度の高い南海トラフ巨大地震	M8.7	約25,000人	約940,000棟		出典：中央防災会議東南海、南海地震等に関する専門調査会の被害想定(H15.9) 東海・東南海・南海地震
琵琶湖西岸断層帯地震	M7.8	2,374人	85,324棟		出典：滋賀県及び京都府の被害想定
花折断層帯地震	M7.4	約11,000人	約380,000棟		出典：中央防災会議東南海、南海地震等に関する専門調査会の被害想定(H19.11)
奈良盆地東縁断層帯地震	M7.4	約3,700人	約140,000棟		出典：中央防災会議東南海、南海地震等に関する専門調査会の被害想定(H19.11)
京都西山断層帯地震	M7.5	約13,000人	約400,000棟		出典：中央防災会議東南海、南海地震等に関する専門調査会の被害想定(H19.11)
生駒断層帯地震	M7.5	約19,000人	約560,000棟		出典：中央防災会議東南海、南海地震等に関する専門調査会の被害想定(H19.11)
上町断層帯地震	M7.6	約42,000人	約970,000棟	約550,000人	出典：中央防災会議東南海、南海地震等に関する専門調査会の被害想定(H19.11)(H20.5)
中央構造線断層帯地震(金剛山地東縁-和泉山脈南縁)	M7.8	約11,000人	約280,000棟		出典：中央防災会議東南海、南海地震等に関する専門調査会の被害想定(H19.11)
山崎断層帯地震	M8.0	約7,500人	約180,000棟		出典：中央防災会議東南海、南海地震等に関する専門調査会の被害想定(H19.11.1)

府県ごとの死者数等、詳細は関西防災・減災プラン資料編を参照

3 応援の種類

広域連合及び構成団体が連携県と連携して行う応援の種類は、次のとおりとする。

応援要員の派遣（幹旋を含む。以下同じ。）

物資及び資機材の供給（幹旋を含む。以下同じ。）

避難者及び傷病者の受入れ（幹旋を含む。以下同じ。）

から までに掲げるもののほか必要な応援

<大規模広域災害発生時における主な応援内容>

時期	対策等	主な応援内容		
		応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
（発災から概ね3日間） 初期	体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <準備体制の確立> <ul style="list-style-type: none"> ・対策準備室の設置 ・緊急派遣チームの派遣 <応援・受援体制の確立> <ul style="list-style-type: none"> ・応援・受援調整室の設置 ・広域連合災害対策(支援)本部の設置 ・現地支援本部及び現地連絡所の設置 		
	救助・救急活動	緊急消防援助隊（消防防災ヘリ等を含む。）の出動 消防庁 警察災害派遣隊の出動 警察庁		
	消火活動	緊急消防援助隊（消防防災ヘリ等を含む。）の出動 消防庁		
	医療活動	救護班の派遣		ドクターヘリの出動 傷病者等の受入れ
	建築物等危険度判定	被災建築物応急危険度判定士等の派遣		
	社会基盤施設の緊急対策	土木職員等の派遣	土嚢袋等資機材の供給	
	避難者対策	避難所運営要員の派遣		
	広域避難			避難者、傷病者等の受入れ（避難所、公営住宅等の提供）
	生活物資の供給		食料、飲料水、生活必需品、医薬品、燃料等の供給	
	給水	給水要員、給水車の派遣 日本水道協会		
（避難所期） 応急対応期	健康対策	保健師、管理栄養士等の派遣		
	心のケア	専門家の派遣		
	生活衛生対策	し尿汲み取り作業要員、汲み取り車の派遣	仮設トイレの供給 仮設風呂の供給	
	防疫対策	消毒薬配布要員、保健師の派遣	消毒薬等の供給	
	遺体の葬送			遺体の火葬
	応急仮設住宅の整備・確保	建築職員等の派遣		
	社会基盤施設の応急復旧	土木職員等の派遣	土嚢袋等資機材の供給	
	水道の応急復旧	水道技術職員の派遣 日本水道協会	資機材の供給 日本水道協会	
	下水道の応急復旧	専門職員の派遣 日本下水道協会	資機材の供給 日本下水道協会	
	災害廃棄物の処理	専門職員の派遣		災害廃棄物の受入れ
（仮設旧宅期） 復設旧宅期	被災者の生活支援	住民相談窓口要員等の派遣		
	被災市町村事務全般の支援	家屋被害調査、罹災証明書の発行、市町村税の減免事務要員等の派遣		
	学校の教育機能の回復	教員等の派遣		
	文化財の緊急保全	専門家等の派遣		文化財の一時保管
	災害ボランティアの活動促進	ボランティアコーディネーターの派遣		インフォメーションセンターの設置・運営 ボランティアバスの運行
	社会基盤施設の復旧	土木職員等の派遣		

印付は国等の関与により派遣調整が行われる応援

4 広域連合の役割

大規模広域災害発生時に広域連合が果たすべき役割は、次の3点である。

災害情報の共有及び情報の発信

構成府県、連携県及び関係機関と連携して、被害状況、支援ニーズ、対応状況等に関する情報を収集し、整理・集約の上、遅滞なく構成団体及び連携県に情報提供するとともに、構成団体及び連携県と連携し、府県民に発信する。

広域的な対応方針の決定

被害状況、支援ニーズに係る情報収集を通じて災害の規模を迅速に見極め、関西としての基本的な対応方針を速やかに決定する。

応援・受援の調整

被災府県・政令市からの要員や物資等に関する応援要請の集約、応援府県・政令市への応援の割当て等の総合調整を迅速に行うとともに、全国からの応援に係る受援の調整を行う。

5 連絡調整方針

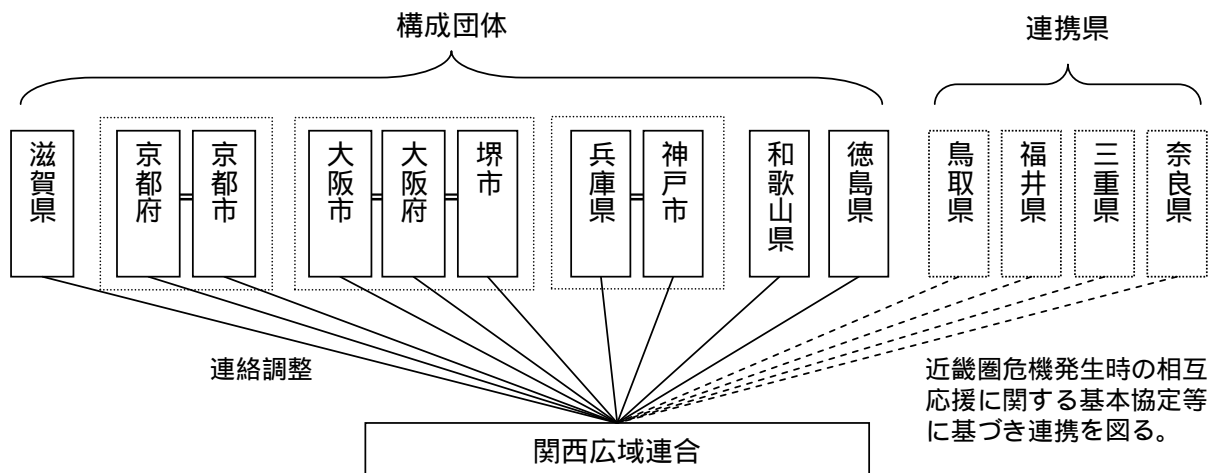
大規模広域災害発生時に広域連合が果たすべき役割に照らし、広域連合及び構成団体は、応援・受援活動を実施するに当たり、以下の方針で連絡調整を行う。

(1) 構成団体・連携県との連絡調整

広域連合と構成団体・連携県との間の連絡調整は、直接行うことを基本とする。ただし、構成政令市内で災害が発生した場合など、当該市域を管轄する府県を通じて連絡調整を行った方が適当な場合は、府県を通じて構成政令市との連絡調整を行う。

なお、構成政令市と当該市域を管轄する府県は、相互に情報共有を行い、緊密に連携を図るものとする。

< 広域連合と構成団体等との連絡調整関係図 >



(2) 市町村との連絡調整

市町村（構成政令市を除く。）との連絡調整は、当該市町村域を管轄する府県が行う。

(3) 関係機関・団体との連絡調整

関係機関・団体との連絡調整は、以下を基本に行う。

関係広域機関との連絡調整

- ・ 関係広域機関（中央省庁、国出先機関、広域実動機関）との連絡調整は、原則として被災府県が行う。

- ・法令に定めがある場合や、要綱・協定等により既定の応援制度がある分野については、その制度に沿って当事者間で連絡調整を行う。
〔該当分野例〕救助・救急（警察災害派遣隊（警察庁） 緊急消防援助隊（消防庁） 自衛隊）
公共土木施設の緊急対策（緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE：国土交通省））

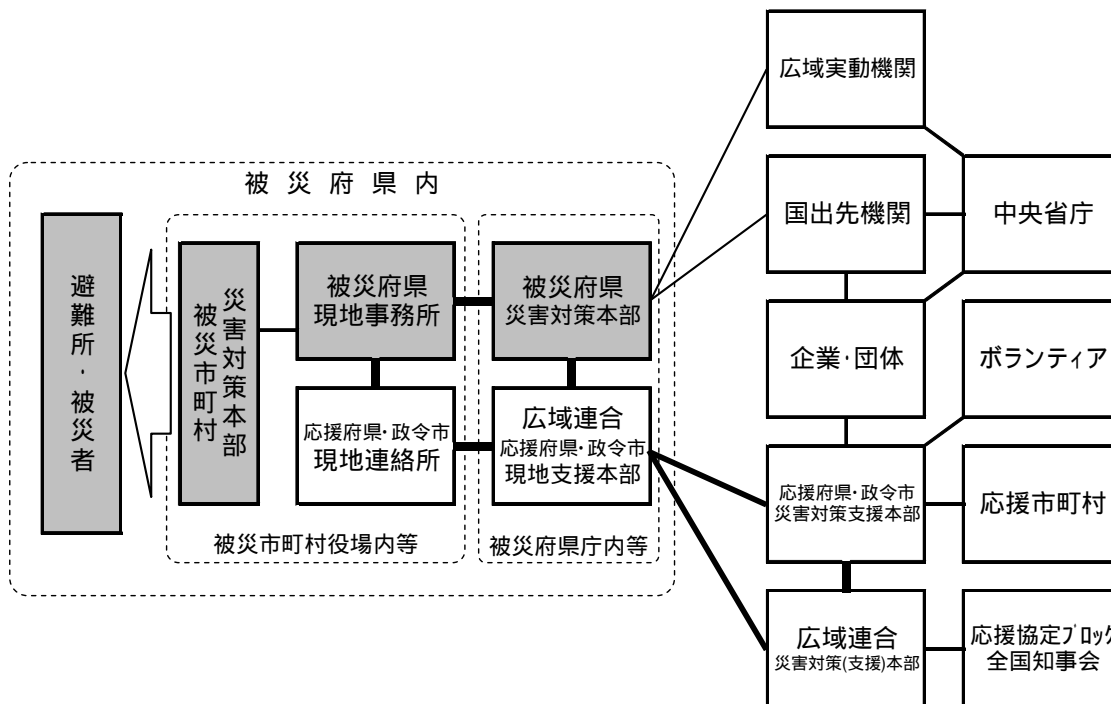
関西圏域外の都道府県との連絡調整

- ・広域連合と災害時相互応援協定を締結している九州地方知事会との連絡調整は広域連合が行う。
- ・「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」において近畿ブロック知事会の相対ブロックとなっている中部圏知事会及び全国知事会との連絡調整は、広域連合が行う。
同協定では、全国知事会等との連絡調整は、各ブロックの幹事県が行うこととなっており、近畿ブロックの幹事県は、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定実施細目」において、広域連合広域防災局の担当府県が担当することになっているため、ここでは、広域連合と記載。

企業・団体・ボランティア等との連絡調整

- ・企業から寄付の申し出があった場合は、申し出を受けた広域連合又は構成団体・連携県が当該企業と連絡調整を行うことを基本とする。
- ・単独の府県域で活動する業界団体との連絡調整は構成団体・連携県が、複数の府県域で活動する業界団体との連絡調整は広域連合が行うことを基本とする。
- ・ボランティアとの連絡調整は、被災府県内にあつては当該被災府県・政令市が、応援府県内にあつては当該応援府県・政令市が行うことを基本とする。
- ・要綱・協定等により既定の応援制度がある分野については、その制度に沿って当事者間で連絡調整を行う。
〔該当分野例〕給水及び水道施設の応急復旧（社団法人日本水道協会）
下水道施設の応急復旧（公益社団法人日本下水道協会）

< 関係機関・団体等との連絡調整関係図 >



網かけは、被災団体又は被災者を示す。
太線は、広域連合と構成団体・連携県の繋がりを示す。

6 応援の割当て

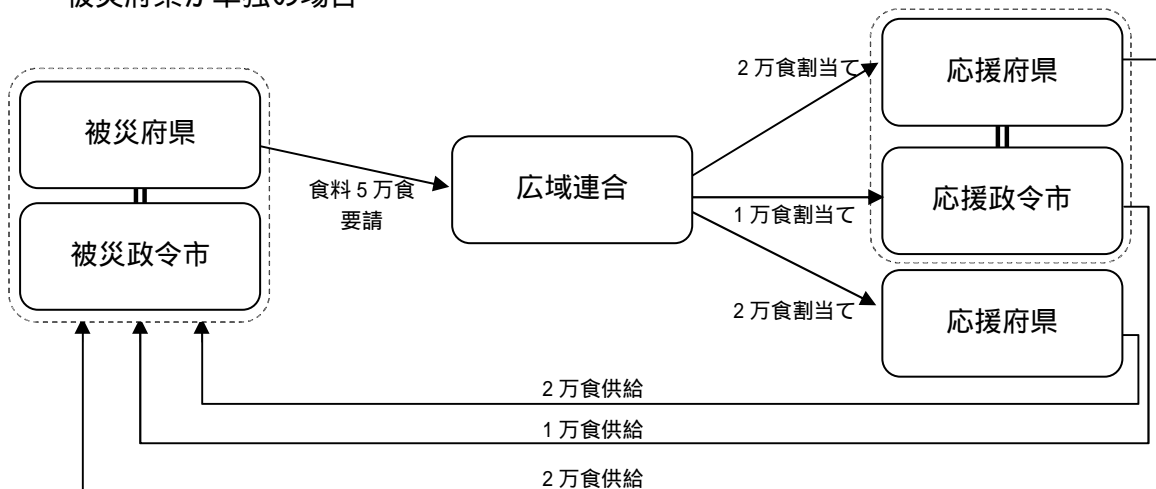
応援内容及び応援先の割当ては、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づく福井県、三重県及び奈良県との協議を踏まえ、構成団体及び連携県と調整の上、広域連合が行う。

被災府県が複数の場合は、応援の集中を避けることができる（応援の空白エリアを生じさせない）責任を持った応援を迅速かつ継続的に展開できる、という観点から、原則として、応援府県・政令市に特定の応援先となる被災府県を割り当てるカウンターパート方式をとる。この場合、応援府県と当該応援府県管内の応援政令市には、同一の被災府県を割り当てる。

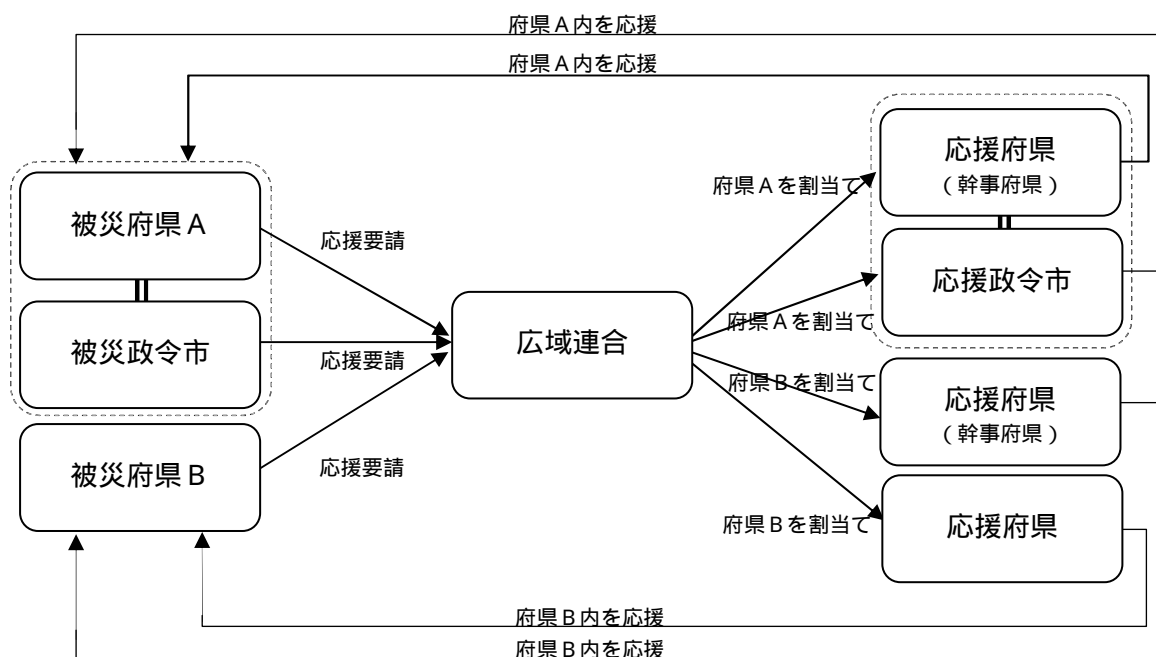
カウンターパート方式をとる場合においては、広域連合及び応援府県で協議の上、同一の被災府県を割り当てられた応援府県の中から幹事府県を決定し、円滑に連絡調整を行う。（詳細は「第3章 2（3）カウンターパート方式による応援・受援」（p.35）参照）

< 応援の割当ての例 >

被災府県が単独の場合



被災府県が複数の場合（カウンターパート方式）



7 応援・受援に係る手続き

広域連合及び構成団体が、連携県と連携して実施する応援・受援は、以下の手続きで行うことを基本とする。

(1) 被害状況等の連絡及び共有

構成団体及び連携県は、当該府県・政令市域において相当の被害が生じると予想され、又は生じた場合、速やかに広域連合に被害状況等を「(災害等の名称)における関西府県・政令市の体制及び被害状況」(様式1)により連絡する。ただし、福井県、三重県及び奈良県については、「近畿府県危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、所定の様式により連絡する。

広域連合は、構成団体及び連携県から被害状況等の連絡を受けたときは、全ての構成団体及び連携県の被害状況等を確認して取りまとめ、全ての構成団体及び連携県に連絡する。

広域連合は、構成団体及び連携県から被害状況等の連絡がない場合でも、自主的に情報収集を行い、構成団体及び連携県に情報提供を行う。

(2) 応援要請

構成府県及び連携県は、自府県内の機関だけでは災害対応が困難な場合は、「応援要請書」(様式2-1)により、広域連合に応援を要請する。ただし、その暇がない場合は、口頭により要請を行い、後に速やかに同要請書を提出する。

構成政令市は、自市内の機関だけでは災害対応が困難な場合は、当該市域を管轄する府県に応援を要請する。

(3) 応援計画の決定及び通知

広域連合は、構成府県及び連携県から応援要請を受けた場合、又は情報収集の結果等により構成団体及び連携県の被害が甚大で応援が必要と判断される場合は、速やかに応援の割当てを行い、「応援計画書」(様式3)により、被災府県及び応援府県・政令市に通知する。ただし、その暇がない場合は、口頭により連絡し、後に速やかに同計画書を提出する。

関西圏域外の都道府県から応援要請を受けた場合、又は同都道府県の被害が甚大で応援が必要と判断される場合は、広域連合及び構成団体は、連携県と連携し、 に準じて、応援の割当てを行う。

(4) 応援内容の連絡(応援要請内訳書の作成及び連絡)

応援を要請した府県は、管内の応援内容を取りまとめ、「応援要請内訳書1(職員の派遣)」(様式2-2)、「応援要請内訳書2(物資・資機材の提供)」(様式2-3)又は「応援要請内訳書3(その他)」(様式2-4)により、広域連合(カウンターパート方式の場合は幹事府県)に連絡する。ただし、その暇がない場合は、口頭により連絡し、後に速やかに同内訳書を提出する。

(5) 応援計画内訳書の作成及び連絡

広域連合は、応援府県・政令市に応援内容及び応援先を割り当てる場合は、「応援計画内訳書1(職員の派遣)」(様式2-2)、「応援計画内訳書2(物資・資機材の提供)」(様式2-3)又は「応援計画内訳書3(その他)」(様式2-4)により、被災府県及び応援府県・政令市に連絡する。ただし、その暇がない場合は、口頭により連絡し、後に速やかに同内訳書を提出する。

カウンターパート方式による場合、幹事府県は、同一の被災府県を割り当てられた応援府

県・政令市が応援しようとする内容を取りまとめ、「応援計画内訳書1（職員の派遣）」（様式2-2）、「応援計画内訳書2（物資・資機材の提供）」（様式2-3）又は「応援計画内訳書3（その他）」（様式2-4）により、当該被災府県及び同府県を割り当てられた他の応援府県・政令市に連絡する。ただし、その暇がない場合は、口頭により連絡し、後に速やかに同内訳書を提出する。

（6）応援の実施

応援の割当てを受けた構成団体及び連携県は、速やかに被災府県と連絡を取り合い、応援を実施する。

被災府県は、府県災害対策本部内への受援担当の配備や被害が甚大な市町村内への職員派遣など、応援を円滑に受け入れるための受援体制の整備を被災市町村と連携して行う。

（7）他圏域からの応援の受入れ

広域連合は、構成団体及び連携県による相互応援だけでは対応が困難な場合は、物資や要員の不足の程度や他圏域の被災状況を勘案して、九州地方知事会（根拠「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」）又は中部圏知事会若しくは全国知事会（根拠「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」）に応援を要請し、他圏域からの応援を受け入れる。

他圏域からの応援はカウンターパート方式により受け入れることを基本とし、カウンターパートの組合せは、広域連合が、構成団体、連携県及び他圏域の知事会と調整して決定する。

（8）応援実績の報告及び取りまとめ

応援を行った構成団体及び連携県は、応援実績を「応援実績報告書1（職員の派遣）」（様式4-1）、「応援実績報告書2（物資・資機材の提供）」（様式4-2）及び「応援実績報告書3（避難者等の受入れ）」（様式4-3）により広域連合へ報告する。

広域連合は、構成団体及び連携県の応援実績を取りまとめ、「（災害等の名称）について」（様式5）により公表する。

（9）応援経費の負担

応援に要した経費は、原則として被災府県・政令市が負担する。

被災府県・政令市が規定する経費を支弁する暇がなく、かつ、被災府県・政令市から要請があった場合には、応援府県・政令市は当該経費を一時繰替支弁する。

応援要員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災府県・政令市が、被災府県・政令市への往復の途中において生じたものについては応援府県・政令市が、その損害を賠償するものとする。

その他詳細については次のとおりとする。

ア 緊急派遣チームの派遣に要する経費（情報収集に係るものに限る。）は、派遣職員が属する、広域連合、構成団体又は連携県の負担とする。

イ 備蓄資機材及び備蓄物資等の提供に係るそれらの輸送、補充に要する経費は、被災府県・政令市の負担とする。

ウ 応援要員の派遣に要する経費については、応援府県・政令市が定める規定により算定した当該応援要員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とし、被災府県・政令市の負担とする。

エ 応援要員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援府県・政令市の負担とする。

オ その他応援に要する経費については、原則として被災府県・政令市の負担とする。

(10) 応援経費の求償

応援府県・政令市が応援に要した経費を繰替支弁した場合には、次のアからオまでに定めるところにより算出した額を被災府県・政令市に請求する。

ア 応援要員の派遣については、(7) ウで定める旅費及び諸手当

イ 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費

ウ 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

エ 資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

オ 施設の提供については、借上料

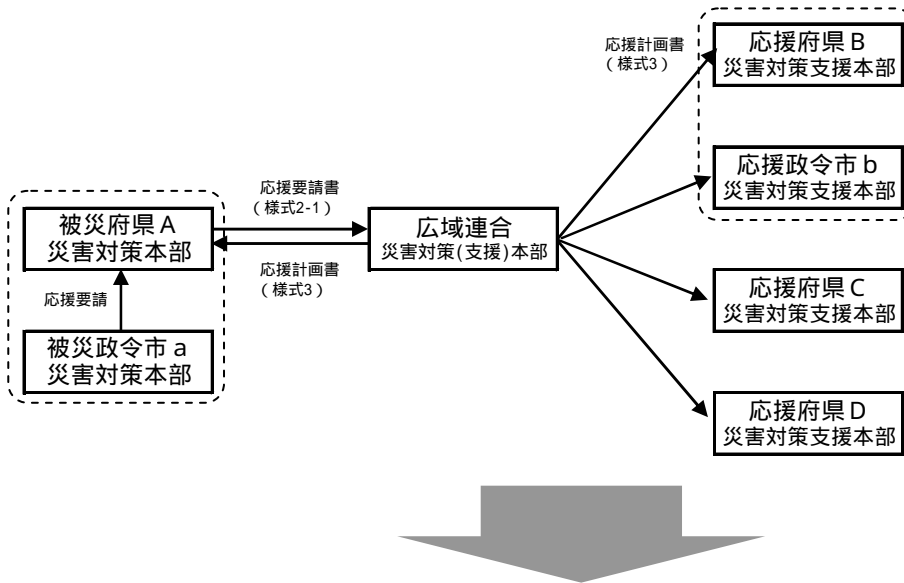
の請求は、応援府県・政令市の長による請求書(関係書類添付)により、被災府県・政令市の長に請求する。

応援に係る経費の負担及び求償については、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定(平成24年5月18日)」及び同協定実施細目(平成24年5月18日)に準じて規定した。

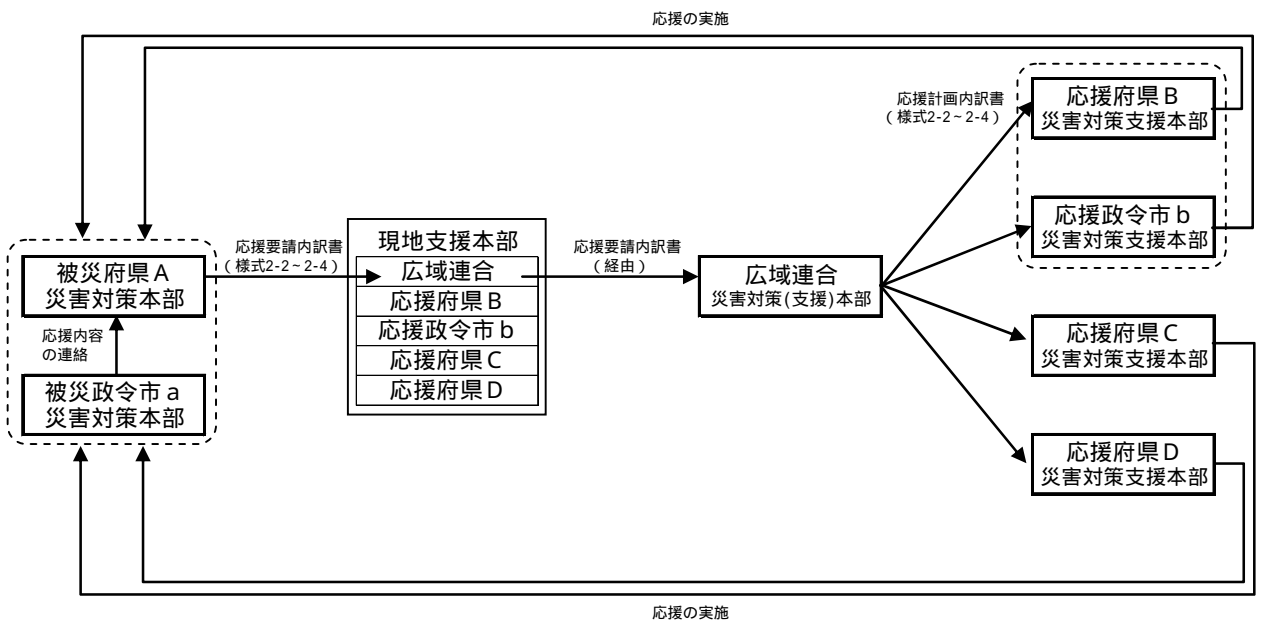
< 応援要請から応援の実施までの流れ >

被災府県が単独の場合

a 応援要請（第1報）～ 応援計画の決定・通知

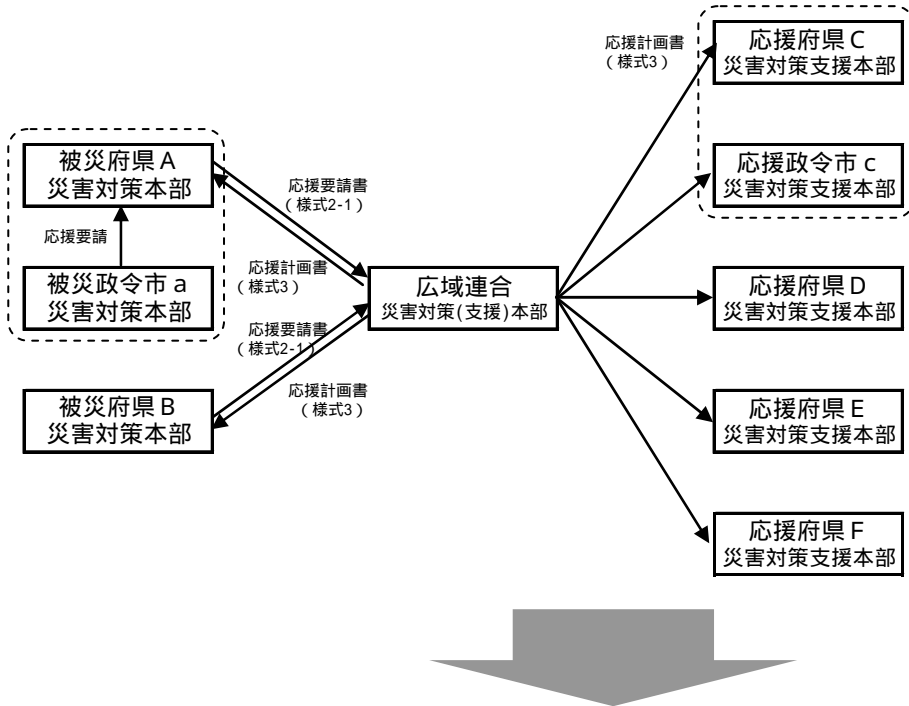


b 応援内容の連絡 ～ 応援の実施

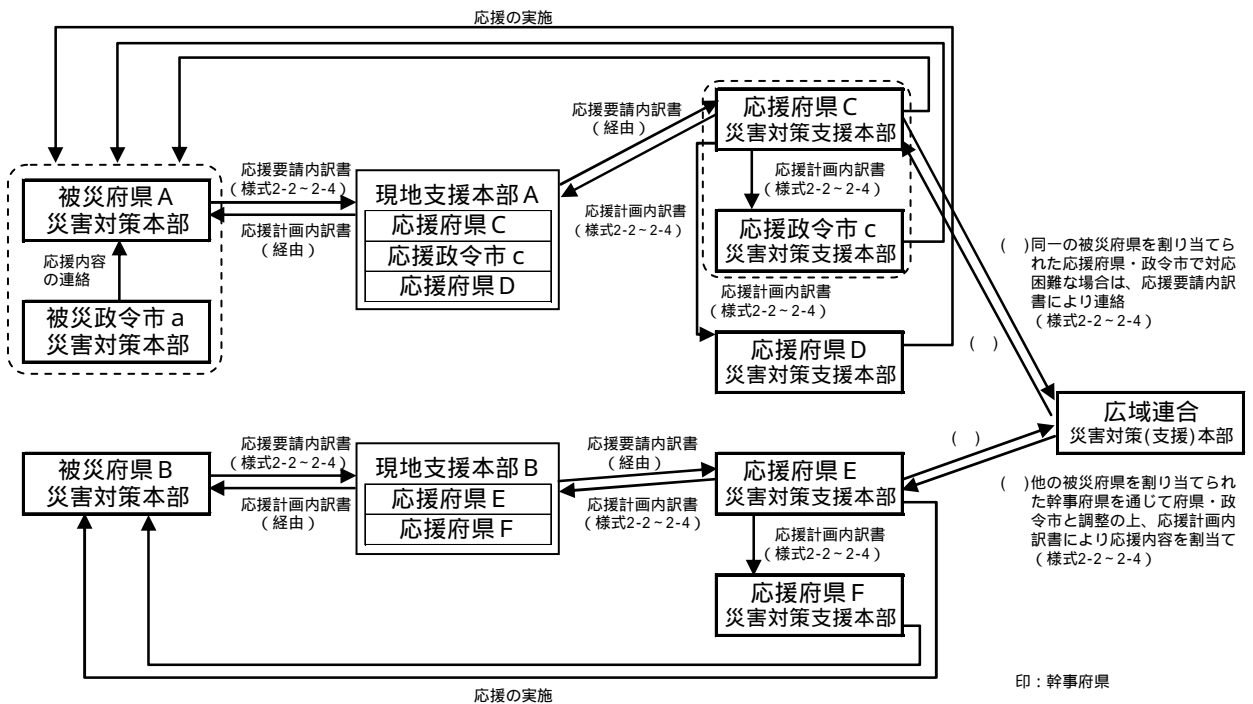


被災府県が複数の場合（カウンターパート方式）

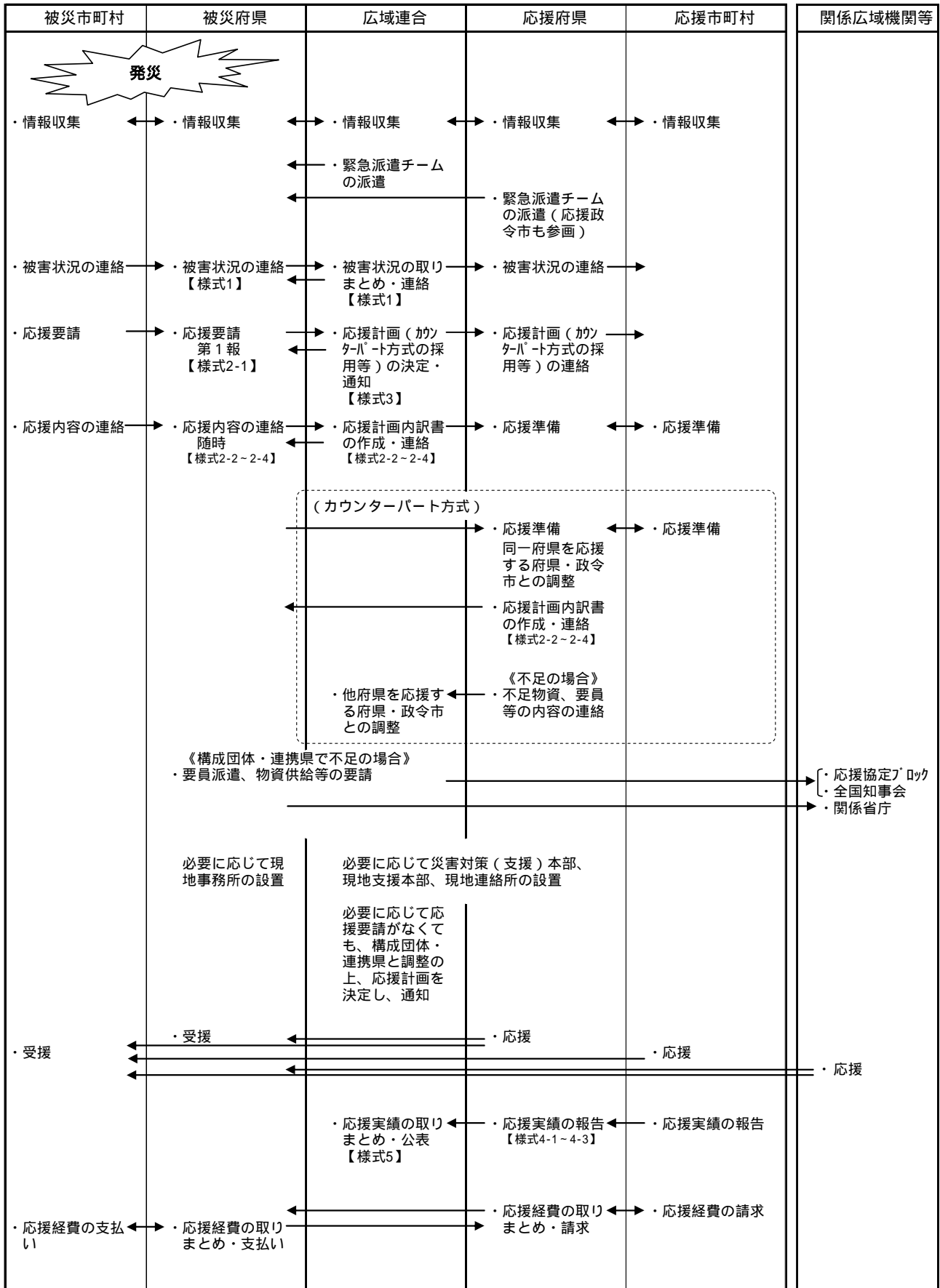
a 応援要請（第1報）～ 応援計画の決定・通知



b 応援内容の連絡～ 応援の実施



< 応援・受援に係る手続きの流れ >



広域連合（カウンターパート方式の場合：被災府県）は、応援府県に通知・連絡する場合は、原則として当該応援府県内の応援政令市にも同内容を通知・連絡する。

8 複数のブロック知事会に所属する構成府県及び連携県の応援・受援活動

(1) 複数のブロック知事会に所属する構成府県の応援・受援活動

複数のブロック知事会に所属する構成府県は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づく広域応援が実施される場合は、同協定の規定を基本に応援・受援活動を実施する。

(2) 連携県の応援・受援活動

鳥取県並びに福井県、三重県及び奈良県は、それぞれ「関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書」又は「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」の規定に基づき、広域連合と連携して応援・受援活動を実施する。

<参考>

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目（H24.5.18 決定）（抜粋）

（所属ブロック知事会の決定）

第2条 協定第7条第2項により、所属するブロック知事会が複数ある都道府県の所属ブロックを定める場合は、別表1を基本として、当該都道府県及び当該都道府県が所属するブロック知事会幹事県等（ブロック知事会における支援本部等を含む。以下同じ。）の間で協議のうえ、決定する。

（別表1）

都道府県名	広域応援の実施時の所属ブロック知事会
静岡県	中部圏知事会
長野県	
三重県	
福井県	近畿ブロック知事会
滋賀県	
鳥取県	中国地方知事会
山口県	
徳島県	四国知事会

関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書（H24.10.25 締結）（抜粋）

（危機発生時の相互応援）

第1条 関西広域連合は、鳥取県の区域で次の事態（以下「危機」という。）が発生し、鳥取県だけでは十分に応急対策が実施できない場合に、応援活動を実施するよう調整する。

（略）

2 鳥取県は、関西広域連合の区域（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県の区域。以下同じ。）において危機が発生し、当該区域を所管する府県だけでは十分に応急対策を実施できない場合に、関西広域連合と連携して応援活動を実施する。

近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定（H24.10.25 締結）（抜粋）

（趣旨）

第1条 この協定は、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び徳島県（以下「府県」という。）の区域において、次の事態（以下「危機」という。）が発生し、当該区域を所管する府県だけでは十分に応急対策が実施できない場合に、関西広域連合及び府県が連携して府県間の応援活動を迅速に遂行するための基本となる事項を定めるものとする。

（略）

（調整）

第2条 福井県、三重県、奈良県及び関西広域連合は、被応援府県に対する応援府県の応援活動が速やかに行われるよう協議する。

2 関西広域連合は、前項の協議を踏まえ、関西広域連合構成府県を含めた広域応援について調整を行う。

第3章 初動の手順

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.29]

< 初動の流れの概要 >

1 準備体制の確立

(1) 準備体制の確立 (p.17) 広域連合は「対策準備室」を設置

確立主体	発災場所	確立基準
広域連合	関西圏域内	・震度5強以上の揺れが観測 ・津波警報(大津波)が発表 ・府県災害対策本部が設置 ・その他甚大な被害が推測
	関西圏域外	・震度6弱以上の揺れが観測 ・その他甚大な被害が推測
構成団体	関西圏域内外	・各団体の定めるところによる

(2) 緊急派遣チームの派遣 (p.19)

派遣主体	発災場所	派遣基準
広域連合・ 構成団体	関西圏域内	・震度6弱以上の揺れが観測 + 甚大な被害が推測 ・通信の途絶等により情報の収集が困難 広域連合は原則として被災府県が単独の場合に派遣
	関西圏域外	・震度6強以上の揺れが観測 + 甚大な被害が推測 ・通信の途絶等により情報の収集が困難 広域連合は原則として被災都道県が単独の場合に派遣

2 応援・受援体制の確立

(1) 災害の規模に応じた応援・受援体制の確立 (p.21) 広域連合は「応援・受援調整室」を設置

確立主体	発災場所	確立基準
広域連合・ 構成団体	関西圏域内外	・被災都道府県から応援要請があった場合 ・その他被害が甚大で広域応援が必要と判断される場合

(2) 広域連合災害対策(支援)本部の設置 (p.28)

設置主体	発災場所	設置基準
広域連合	関西圏域内外	・被害が甚大で広域連合の組織を挙げた広域応援が必要と判断される場合

(3) カウンターパート方式による応援・受援 (p.35)

採用主体	発災場所	採用基準
広域連合・ 構成団体	関西圏域内外	・複数府県の被害が甚大で広域連合の組織を挙げた広域応援が必要と判断される場合

(4) 現地支援本部及び現地連絡所の設置 (p.37)

設置主体	発災場所	設置基準
広域連合・ 構成団体	関西圏域内外	・広域連合が、応援府県・政令市と調整の上、必要に応じて設置

(5) 政府現地対策本部設置時の対応 (p.40)

派遣主体	発災場所	要員派遣基準
広域連合・ 構成団体	関西圏域内外	・政府現地対策本部が設置された場合

分野別の応援・受援活動(第4章)(p.42)

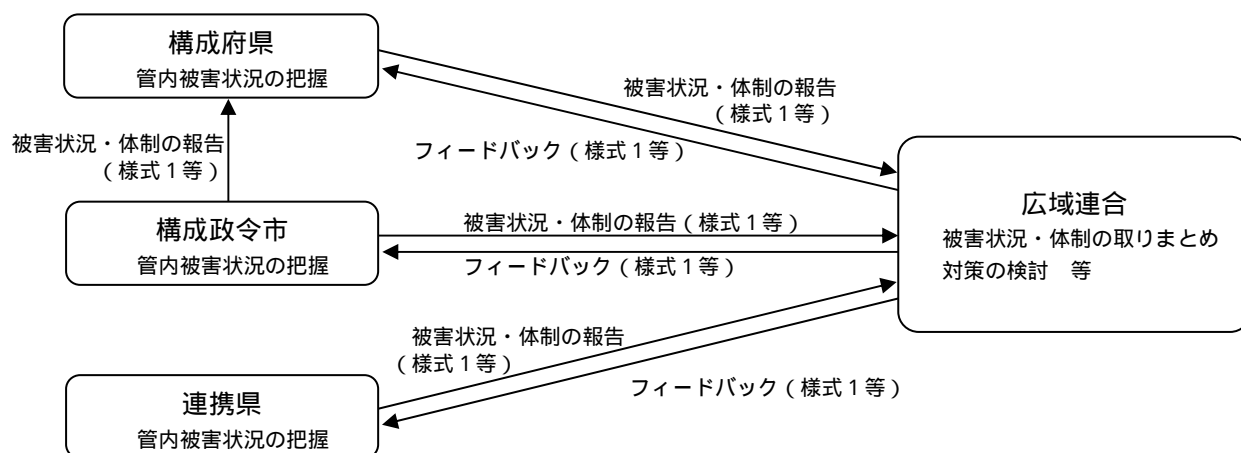
1 準備体制の確立
(1) 準備体制の確立

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.30]

	被災府県・政令市	広域連合	応援府県・政令市
確立基準	各団体の定めるところによる	<p>< 関西圏域内 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 震度5強以上の揺れが観測された場合 津波警報（大津波）が発表された場合 府県災害対策本部が設置された場合 その他甚大な被害が推測される場合 <p>< 関西圏域外 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 震度6弱以上の揺れが観測された場合 その他甚大な被害が推測される場合 	各団体の定めるところによる
準備体制	<p>勤務時間：各団体が定める人数</p> <p>勤務時間外：各団体が定める人数</p>	<ul style="list-style-type: none"> 上記基準により情報収集員を配置する。 勤務時間：3人以上 勤務時間外：同上 情報収集員の配置と同時に、広域防災局内に「対策準備室」を設置する。 室長：広域防災局長 次長：広域防災局次長、防災計画参事 室員：広域企画課長、防災課長 	<p>勤務時間：各団体が定める人数</p> <p>勤務時間外：各団体が定める人数</p>
準備手順	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況：関係機関、各種メディア等から収集 	<p>< 情報収集・整理 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 被害状況 構成団体・連携県から「(災害等の名称)における関西府県・政令市の体制及び被害状況」(様式1)等で収集 関係機関・各種メディア等から収集 対応状況 災害対策本部の設置状況等について構成団体・連携県から「(災害等の名称)における関西府県・政令市の体制及び被害状況」(様式1)等で収集 被害予測情報 消防庁の簡易型地震被害想定システムを活用 構成団体・連携県からも収集 <p>< 対策検討 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 被害状況、被害予測情報等から現状を把握・分析 構成団体・連携県の対応状況を勘案し、関係機関、有識者等の意見も聴取して、速やかに以下を実施 緊急派遣チームの派遣 災害の規模の区分 初動対応の検討 広域連合長への進言 	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況：広域連合、各種メディア等から収集 構成団体、連携県災害対策本部等の設置状況：広域連合から収集
情報伝達手段 は 優先順位	口答	NTT 回線電話、 衛星回線電話（地域衛星通信ネットワーク） （携帯電話： 一般携帯電話、 衛星携帯電話）	
	文字 図表	電子メール、 NTT 回線ファクシミリ、 衛星回線ファクシミリ	

第3章 初動の手順
1 準備体制の確立

< 初動時の情報の流れ >



(2) 緊急派遣チームの派遣

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.30]

項目	内容
派遣基準	<p>原則として以下の場合に、広域連合及び被災していない又は被災の程度が軽微で職員派遣が可能な府県・政令市が緊急派遣チームを編成し、派遣する。</p> <p>< 関西圏域内 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度6弱以上の揺れが観測された場合において、甚大な被害が推測されるとき ・通信途絶等により情報収集が困難な場合において、甚大な被害が推測されるとき <p>< 関西圏域外 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度6強以上の地震が観測された場合において、甚大な被害が推測されるとき ・通信途絶等により情報収集が困難な場合において、甚大な被害が推測されるとき
編成基準	<p>1チーム当たり原則として総括1名、総括補佐1～3名の計2～4名で編成する。</p> <p>< 被災府県が単数の場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として広域連合と被災地隣接府県が合同でチームを編成する。 <p>< 被災府県が複数の場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・チームが複数必要となるため、原則として構成団体と連携県が分担して編成する。 ・被災府県に対して緊急派遣を行う府県の割当ては、広域連合が、各府県の被害状況や被災府県までの道路状況等を勘案し、構成団体及び連携県と調整の上、決定する。 ・被災府県までの予測移動時間（下表参照）が最も短い府県を割り当てることを基本とする。 <p>< 構成政令市の対応 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成政令市は、当該市域を管轄する府県と共同で緊急派遣チームを編成する。（被災府県が単数の場合、複数の場合を問わない。） <p>-----</p> <p>広域連合、構成団体及び連携県は、予め総括及び総括補佐の別に候補者の人選を行うなど、緊急派遣チーム編成時に迅速に職員派遣ができるように準備するものとする。</p> <p>広域連合、構成団体及び連携県は、緊急派遣チームを派遣しようとするときは、派遣する職員の職・氏名、連絡先、出発時間、移動手段等を、派遣先の府県、広域連合及び同一府県へ職員を派遣する府県・政令市に連絡するものとする。</p>
主な役割	<p>発災後直ちに被災府県庁等へ赴き、速やかに情報収集を行うとともに、その内容を報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況、支援ニーズ等の応援に必要な情報の収集 ・広域連合及び派遣元の構成団体、連携県への収集した情報の報告 <p>緊急派遣チームの役割は、広域連合災害対策（支援）本部現地支援本部が設置された場合には、現地支援本部に引き継がれるものとする。</p>
携行品	<p>緊急派遣チームの構成員は、衛星携帯電話、パソコン、データ通信機器等の通信手段を携行するほか、現地で消費又は使用する物資を携行するなど自己完結を原則とし、被災府県・市町村の負担とならないよう配慮する。</p> <p>携行品の品目は「2 応援・受援体制の確立（4）現地支援本部及び現地連絡所の設置」中の表「現地支援本部（被災府県内）設置・運営要領」内の「主な装備品」（p.38）を参照のこと。</p>
受入体制	<p>被災府県は、緊急派遣チームに対し、被害状況、支援ニーズ等の情報を提供するとともに、可能な限り、通信手段の貸与、業務スペース、駐車場、仮眠場所の確保等を行い、緊急派遣チームの活動が円滑に行われるよう配慮する。</p>

第3章 初動の手順
1 準備体制の確立

< 府県庁間の自動車での予測移動時間 >

被災府県		予測移動時間の短い順位								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9
関西広域連合構成府県	滋賀県	京都府 (41分)	大阪府 (61分)	三重県 (76分)	奈良県 (78分)	兵庫県 (80分)	和歌山県 (122分)	福井県 (140分)	徳島県 (179分)	鳥取県 (205分)
	京都府	滋賀県 (41分)	大阪府 (62分)	奈良県 (85分)	兵庫県 (88分)	三重県 (101分)	和歌山県 (123分)	福井県 (165分)	徳島県 (188分)	鳥取県 (214分)
	大阪府	奈良県 (40分)	兵庫県 (42分)	滋賀県 (61分)	京都府 (62分)	和歌山県 (83分)	三重県 (134分)	徳島県 (141分)	鳥取県 (182分)	福井県 (182分)
	兵庫県	大阪府 (42分)	奈良県 (78分)	滋賀県 (80分)	京都府 (88分)	和歌山県 (111分)	徳島県 (116分)	三重県 (170分)	鳥取県 (170分)	福井県 (207分)
	和歌山県	大阪府 (83分)	奈良県 (104分)	兵庫県 (111分)	滋賀県 (122分)	京都府 (123分)	三重県 (178分)	徳島県 (211分)	福井県 (243分)	鳥取県 (252分)
	徳島県	兵庫県 (116分)	大阪府 (141分)	奈良県 (177分)	滋賀県 (179分)	京都府 (188分)	和歌山県 (211分)	鳥取県 (248分)	三重県 (269分)	福井県 (308分)
連携県	鳥取県	兵庫県 (170分)	大阪府 (182分)	滋賀県 (205分)	奈良県 (212分)	京都府 (214分)	徳島県 (248分)	和歌山県 (252分)	三重県 (270分)	福井県 (334分)
	福井県	滋賀県 (140分)	京都府 (165分)	大阪府 (182分)	奈良県 (191分)	三重県 (196分)	兵庫県 (207分)	和歌山県 (243分)	徳島県 (308分)	鳥取県 (334分)
	三重県	滋賀県 (76分)	京都府 (101分)	奈良県 (116分)	大阪府 (134分)	兵庫県 (170分)	和歌山県 (178分)	福井県 (196分)	徳島県 (269分)	鳥取県 (270分)
	奈良県	大阪府 (40分)	滋賀県 (78分)	兵庫県 (78分)	京都府 (85分)	和歌山県 (104分)	三重県 (116分)	徳島県 (177分)	福井県 (191分)	鳥取県 (212分)

- 1 各府県庁から他の府県庁までの予測移動時間（経路検索サイトで検索（高速道路を使用））が短い順に構成府県及び連携県を第1順位から第9順位まで記載した。
- 2 複数府県が被災し、派遣府県が重複する場合は、原則、予測移動時間の短い派遣府県から順に割り当てるものとする。例えば、仮に滋賀県と京都府が被災し緊急派遣が必要な場合、派遣優先順位1は京都府と滋賀県でいずれも被災しており派遣不可、派遣優先順位2はいずれも大阪府であるが、京都府よりも予測移動時間の短い滋賀県へ大阪府を割り当て、京都府へは派遣優先順位3の奈良県を割り当てる。

2 応援・受援体制の確立

(1) 災害の規模に応じた応援・受援体制の確立

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.30]

災害の規模に応じて、迅速かつ円滑に応援・受援体制を立ち上げるため、広域連合は、発災直後の情報収集の結果に基づき、速やかに構成団体・連携県と調整の上、災害の規模を区分し、その規模に応じた応援・受援体制を確立する。

大規模広域災害の規模の区分

応援・受援体制の確立の目安として、下表により大規模広域災害の規模を区分する。

		関西圏内における災害の範囲 (注2)	
		単独府県	複数府県
関西圏内における 災害の程度 (注1)	小さい	レベル1	
	比較的小さい	レベル2	
	大きい	レベル3	レベル4
	極めて大きい		レベル5

- (注1) 小さい : 被災府県内で大部分対応可能と見込まれる場合
 比較的小さい : 被災府県内だけでは対応困難と見込まれる場合
 大きい : 数百~千人単位以上の死者数又は数千棟以上の全壊棟数が見込まれる場合
 極めて大きい : 万人単位以上の死者数又は十万棟以上の全壊棟数が見込まれる場合

(注2) 被害が複数府県にまたがる場合でも特に一府県の被害が顕著と見込まれる場合は「単独府県」とする。

災害の規模に応じて確立する応援・受援体制

大規模広域災害の規模の区分に応じ、下表を目安に応援・受援体制を確立する。

災害規模 レベル	被災府県 のみでの 対応	応援余力		関西圏内の 災害イメージ	確立する応援・受援体制 (目安)			
		関西 圏内	他の 圏域		体制 確立	本部 設置	カウン ターパ ート方式	対応
1	概ね 可能	有	有	局地的集中豪雨	×	-	-	・被災府県内で対応
2	困難	有	有	H23 台風第12号 (和歌山県、奈良 県等が被災)		×	-	・状況に応じて応援 ・状況に応じてカウン ターパ ート方式を採用
3	不可	有	有	阪神・淡路大震災			×	・関西を挙げて応援 ・他圏域からも受援
4	不可	少	有	頻度の高い南海 トラフ巨大地震 (100~150年周期で発生)				・関西を挙げて応援 ・多くの他圏域から受援
5	不可	微少	少	最大規模の南海 トラフ巨大地震 (東日本大震災級)				・関西を挙げて応援 ・全国から大規模に受援

【摘要】本部設置 : 設置 ×非設置 カウンターパート方式 : 採用 ×非採用

(注3) レベル1の場合は、準備体制を確立し、状況に応じて一部の限られた分野(公共土木施設復旧のための技術職員派遣、ボランティア派遣等)での応援要請があることを想定し、応援に備える。

(注4) レベル2の場合は、広域防災局内の「対策準備室」を「応援・受援調整室」に移行し、応援・受援調整を行う。

台風等風水害については、気象情報により事前に一定の対応体制が想定できるものの急激な勢力増大や進路変更等により予想以上に甚大な被害が発生する可能性があるため、最大限の対応が可能な準備体制を整えておく。

政府現地対策本部の設置時は、広域連合は要員を派遣し、これに参画。南海トラフ巨大地震(レベル4・5)発生時は、国の活動要領に基づく活動を基本とし、これを本要綱に基づく活動で補う形で相互に連携を図る。

広域連合及び各構成団体・連携県の体制

ア 被災府県・政令市の体制

被害が甚大で応援が必要な府県・政令市は、災害対策本部事務局内に受援担当を置き、応援を円滑に受け入れる体制を確立する。

また、被災市町村に職員を派遣して情報収集を行い、被災市町村による災害対応を支援するほか、現地での応援府県・市町村との連絡調整を行う。

受援体制の確立に当たっての留意点と各分野の受援に係る業務内容は、下記の「被災府県・市町村の主な受援業務」及び「受援に当たって留意すべき事項」に定める。

イ 広域連合の体制

広域連合広域防災局内に応援・受援調整室を設置し、府県・政令市間の応援・受援調整を行う。被害が甚大で広域連合の組織を挙げた広域応援が必要と判断される場合は、広域連合災害対策(支援)本部を設置し、応援・受援調整を行う。同本部に関する詳細は「(2) 広域連合災害対策(支援)本部の設置」に定める。

ウ 応援府県・政令市の体制

被災していないか又は被災の程度が軽微で被災地を応援できる状況にある府県・政令市は、災害対策支援本部の設置等により応援体制を確立し、広域連合、被災府県・政令市と連絡調整を図りながら、被災府県・政令市を応援する。

	被災府県・政令市	広域連合	応援府県・政令市
確立基準	<ul style="list-style-type: none"> 被災都道府県から応援要請があった場合 その他被害が甚大で広域応援が必要と判断される場合 		
確立する体制	受援体制	応援・受援調整体制	応援体制
広域連合災害対策(支援)本部が設置されていない場合	<ul style="list-style-type: none"> 被災府県・政令市災害対策本部の設置 同本部事務局内に受援担当を設置する。 被災市町村内への府県職員の派遣又は府県現地事務所の設置(必要に応じて) 	<ul style="list-style-type: none"> 広域防災局内での「応援・受援調整室」の設置 準備体制の「対策準備室」を拡充して設置(室長、次長、室員の構成は「対策準備室」と同じ) 必要に応じ、広域連合本部事務局は職員を広域防災局に派遣する。 	<ul style="list-style-type: none"> 応援担当の設置
被害が甚大で同本部を設置する場合	同上	<ul style="list-style-type: none"> 広域連合災害対策(支援)本部の設置 現地支援本部(被災府県内)・現地連絡所(被災市町村内)の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 応援府県・政令市災害対策支援本部の設置 現地支援本部(被災府県内)・現地連絡所(被災市町村内)の設置
主な活動	<ul style="list-style-type: none"> 応援要員の受入れ 重症患者の広域搬送 救護班の受入れ 広域避難の実施 救援物資の受入れ ボランティアの受入れ 国が派遣調整する救助・救急活動、消火活動、医療活動(DMAT)の受入れ 広域連合災害対策(支援)本部への職員派遣 政府現地対策本部への職員派遣 受け入れた要員の業務スペースを確保する。 応援関係機関・団体との連絡会議を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災府県・応援府県間の応援・受援調整 被災府県への支援調整員派遣(必要に応じて) 全国からの応援に係る受援調整 政府現地対策本部への職員派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 応援要員の派遣 重傷患者の受入れ 救護班の派遣 避難者等の受入れ 救援物資の送付 ボランティアの派遣・活動促進 広域連合災害対策(支援)本部への職員派遣 政府現地対策本部への職員派遣

第3章 初動の手順

2 応援・受援体制の確立

<被災府県・市町村の主な受援業務>

区 分	被災府県	被災市町村
共通事項 (応援側の活動環境の整備)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応援側の活動拠点 (業務スペース) の確保 ・ 詳細な地図や業務マニュアルなど応援側の現地での活動に役立つ資料の提供 ・ 各拠点と被災府県・市町村災害対策本部等との通信手段の確保 ・ 必要に応じて応援部隊や応援要員の生活物資、宿泊場所等の確保 <p>応援側で生活物資、宿泊場所等を確保することができない場合は、可能な範囲で受援側が、必要最低限の生活物資、宿泊場所等を確保する。受援側は、その確保に当たっては、必要に応じて、近隣府県・市町村等に協力を求める。</p>	
応援要員の受入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期応援要員等の宿泊場所の確保 ・ 臨時ヘリポートの開設及び運用要員、通信機器、燃料等の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応援要員の派遣要請 (被災府県へ)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な応援要員の職種、人数、派遣先、派遣期間等の取りまとめと派遣要請 (広域連合又は幹事府県へ) ・ 関係広域機関への要請 	
国が派遣調整する救助・救急活動、消火活動、医療活動 (DMAT) の受入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各部隊への情報提供 (被害状況、活動場所、進出拠点・活動拠点等の位置図等) ・ 通行可能な緊急輸送ルートの確保・情報提供 (通行不能のルートに代わる代替ルートの選定、陸路が通行不能の場合の空路・海路の確保) ・ 必要に応じて活動拠点等への誘導 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各部隊の進出拠点、活動拠点の開設 ・ 重機類及び救援資材の確保 	
重傷患者広域搬送、救護班の受入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救護班への情報提供 (被害状況、活動場所等) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域搬送拠点の確保・運営 ・ 災害拠点病院等活動場所への救護班搬送体制の確保 	
救援物資の受入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救援物資受入拠点の開設・運営 ・ 通行可能な緊急輸送ルートの確保・情報提供 (通行不能のルートに代わる代替ルートの選定、陸路が通行不能の場合の空路・海路の確保) ・ 宅配業者、倉庫業者等への物資受入拠点の運営協力要請 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災市町村の物資受入拠点の確認 ・ 被災市町村が必要とする物資に関する情報の収集・取りまとめ (必要に応じ現地に職員を派遣し、物資ニーズを把握) ・ 空路・海路を活用する際の事業者、施設管理者、自衛隊、海上保安庁との調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急給水計画の作成と不足の場合の応援要請 (被災府県へ) ・ 被災者ニーズの把握・取りまとめと必要な物資等の要請 (被災府県へ) ・ 物資が被災者まで届いているかの確認
ボランティアの受入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害ボランティアセンターの立ち上げ ・ ボランティアコーディネーターの確保と不足の場合の派遣要請 ・ スコップ等のボランティア用資機材の貸出と不足の場合の要請 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア活動を後方支援するインフォメーションセンターの設置 ・ ボランティアの移動手段の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じてボランティア拠点の開設・運営。拠点運営職員が不足の場合の応援要請 (被災府県へ)
避難所の開設・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な応援要員の取りまとめと派遣要請 (広域連合又は幹事府県へ) ・ 必要な物資等の取りまとめと供給要請 (広域連合又は幹事府県へ) 	
広域避難の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所の開設・運営 ・ 避難所運営要員の派遣要請 (被災府県へ) ・ 避難者ニーズの把握・取りまとめと必要な物資等の要請 (被災府県へ) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府県外への避難が必要な被災者の受入要請 (広域連合又は幹事府県へ) ・ 被災市町村、受入府県等と調整し、移動手段を確保 (必要に応じて) ・ 災害時要援護者の広域避難の調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災市町村外への避難が必要な被災者の受入要請 (被災府県へ) ・ 広域連合又は幹事府県から被災府県を通じて広域避難者受入可能施設に関する情報提供を受け、被災府県と連携して、広域避難計画を作成 ・ 被災者への連絡、誘導

< 受援に当たって留意すべき事項 >

応援側の活動が効率的・効果的に実施されるよう、被災府県・市町村が応援を受けるに当たって留意すべき事項は以下のとおりである。

なお、災害に伴う職員の死傷等により受援体制として十分な人員配置ができない被災市町村に対しては、応援側は、受援側と協議の上、被災府県とともに、受援業務の一部代行も含めて対応する。

情報の提供と共有

・迅速・的確な応援側への情報提供

災害対策本部に集約された管内の被害状況、被災者ニーズ等の情報を応援側（緊急派遣チームを含む。）に速やかに情報提供する。

・応援側との情報共有体制の整備

応援受入後、応援側との情報共有を図るため、定期的な連絡会議の開催や受援側から応援側への業務の引継ぎ方法等の情報共有体制を明確にする。

受援体制の確立

・受援担当者の配置

受援側は受援担当者を配置するとともに、他機関との連絡調整や、災害対策本部と被災現場間の連絡調整体制を明確にする。

（受援担当者の役割）

- a 応援の受入調整に関する事
- b 災害対策本部との調整に関する事
- c 応援側との連絡調整に関する事

・指示系統の明確化

応援側に明確な指示を行うため、受援側の指示系統を明確にする。また、受援側の指揮者が不在の場合に業務が滞ることを避けるため、業務ごとに複数の担当者を置き、その序列を明確にするなど、応援側に明確に指示できる体制を整える。

なお、各業務の指揮者の指示の下に活動することを原則としつつ、緊急性、公平性、正当性を考慮して、必要に応じて被災現場での担当者の裁量権を認める。

・受援終了の判断

各業務の業務量や物資の必要量と今後の見通し、自前での要員や物資の確保状況を勘案し、受援の必要がなくなった業務・物資については、応援側と協議の上、受援を終了する。

応援側の活動環境の整備

応援側は、自己完結を原則とし、現地での活動に必要な装備品を携行する^{（注）}。

受援側は、応援側が単独で活動するのではなく、応援側と受援側がペアになって活動する体制を整備するほか、応援側の活動拠点の確保、地図や業務マニュアル等の資料提供など、応援側が円滑に活動できるよう必要な環境整備を行う。

（注）応援側が携行する主な装備品の例は「（４）現地支援本部及び現地連絡所の設置」中の表「現地支援本部（被災府県内）設置・運営要領」内の「主な装備品」（p.38）を参照のこと。

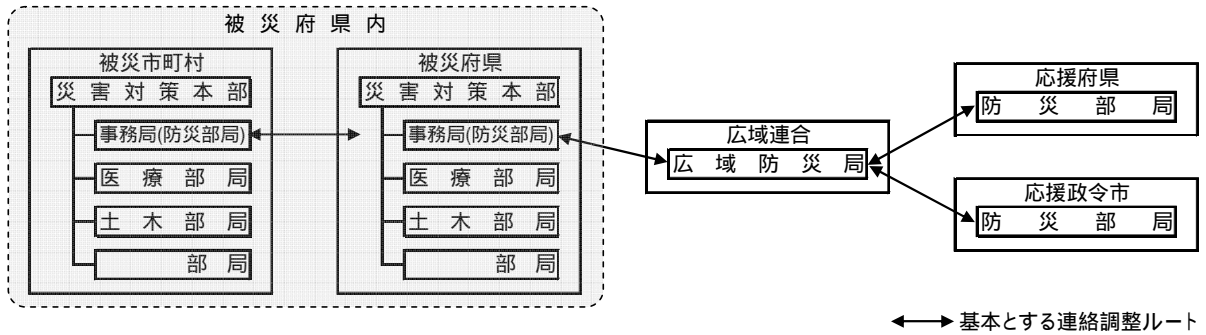
以上は神戸市災害受援計画案（H25.1）を参考とした。

第3章 初動の手順
2 応援・受援体制の確立

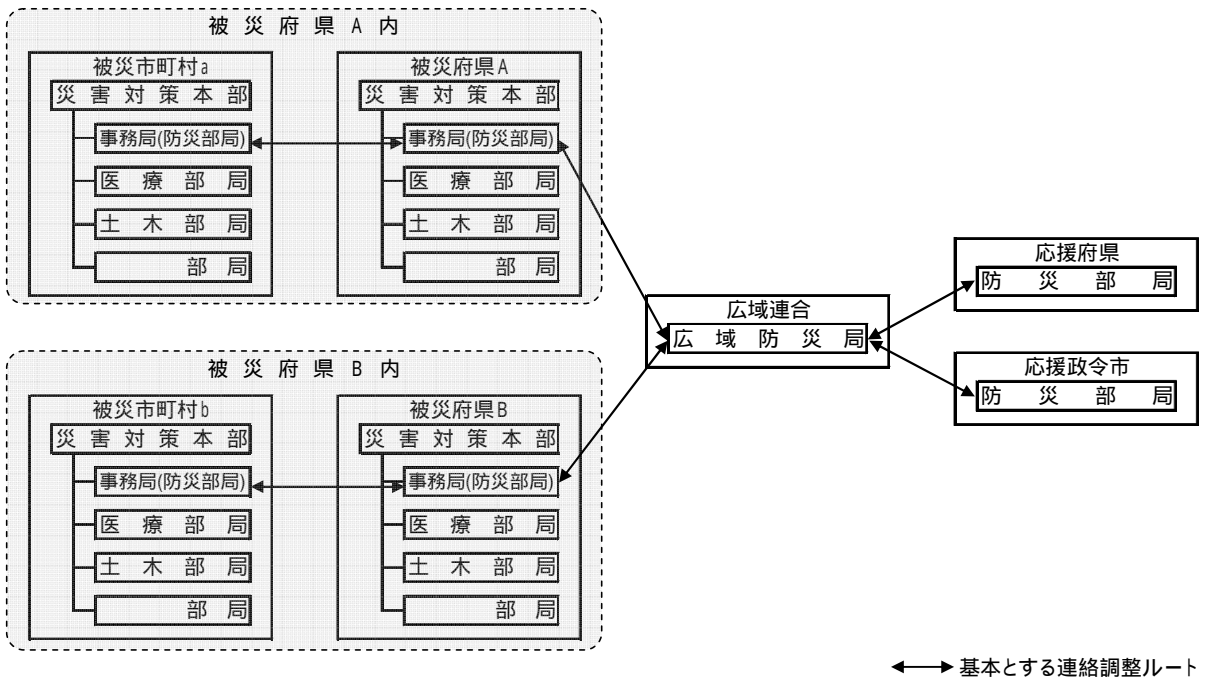
< 応援・受援体制図 >

a 災害規模レベル1（準備体制）及び2の場合

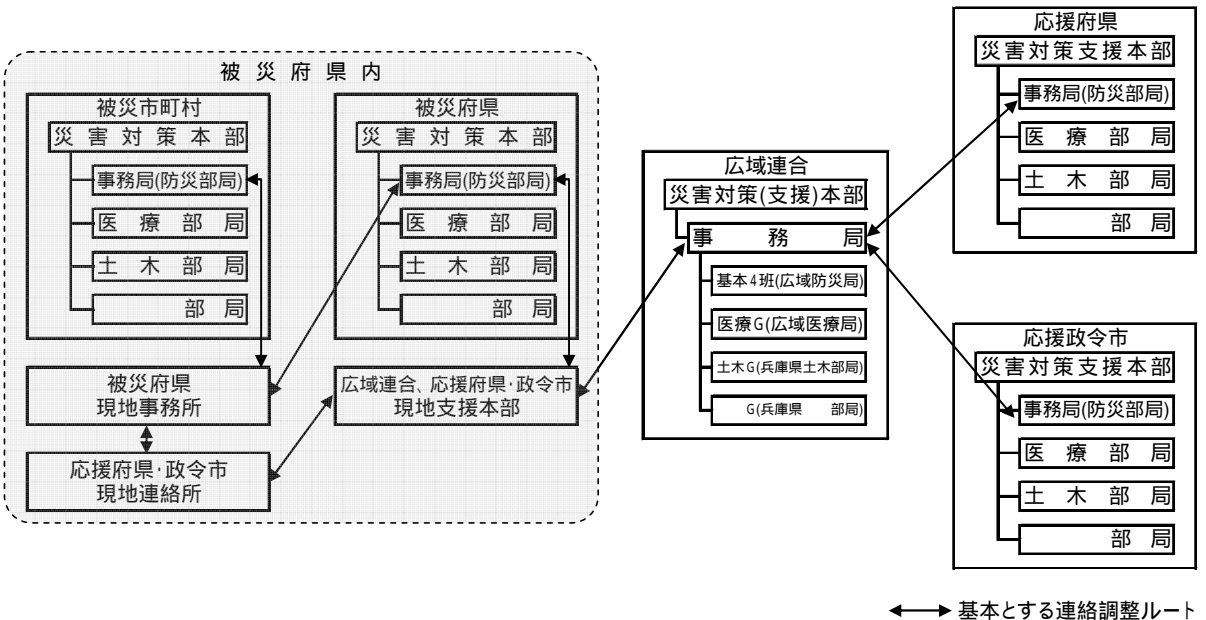
a - 1 被災府県が単独の場合



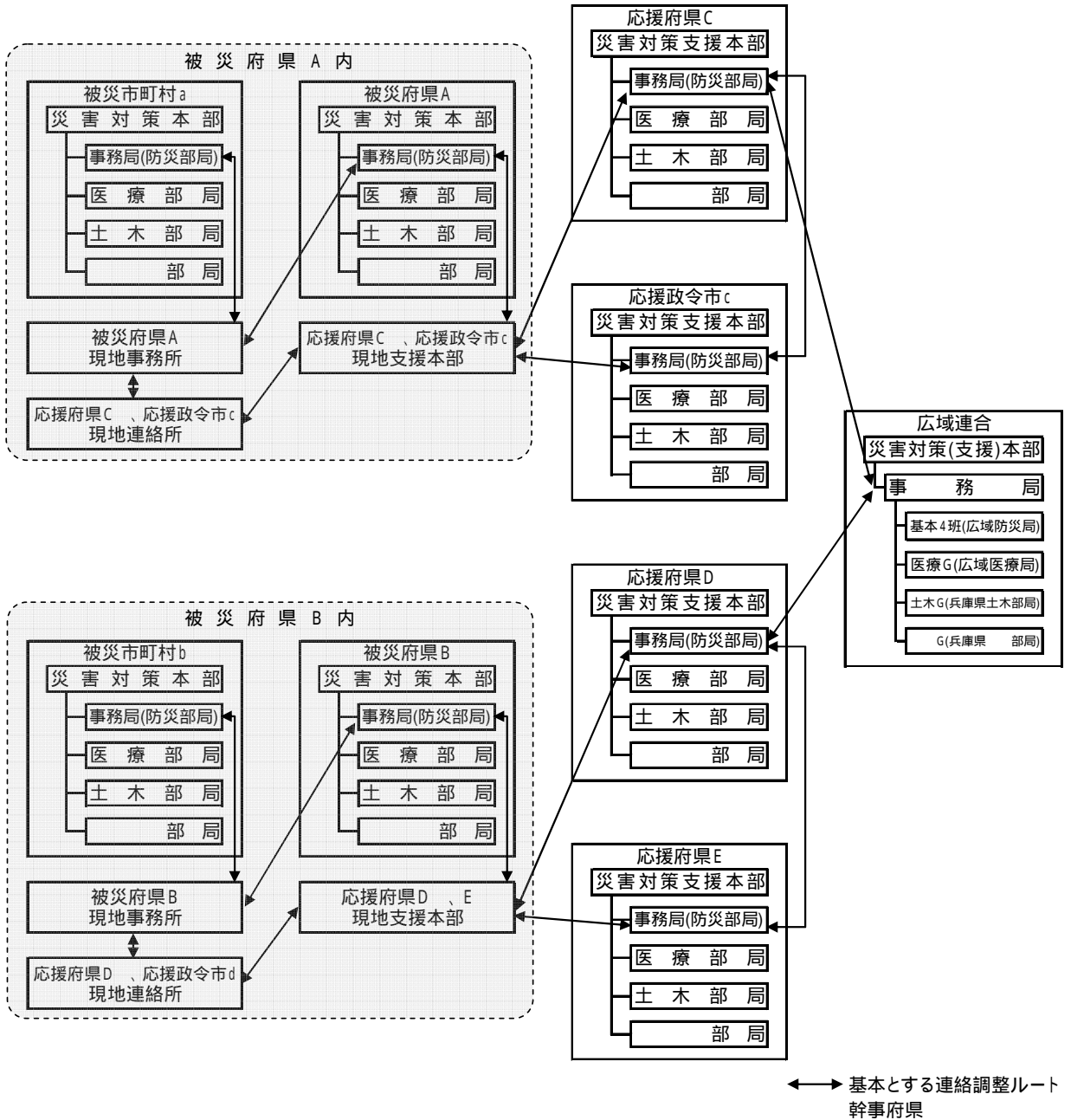
a - 2 被災府県が複数の場合



b 災害規模レベル3の場合



c 災害規模レベル4及び5の場合



第3章 初動の手順

2 応援・受援体制の確立

(2) 広域連合災害対策(支援)本部の設置

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.31]

広域連合は、被害が甚大で広域連合の組織を挙げた広域応援が必要と判断される場合には、次のとおり災害対策本部を設置する。

なお、関西圏域外で大規模広域災害が発生した場合において、被害が甚大で広域連合の組織を挙げた広域応援が必要と判断される場合は、災害対策本部に準じて災害対策支援本部を設置する。

組織

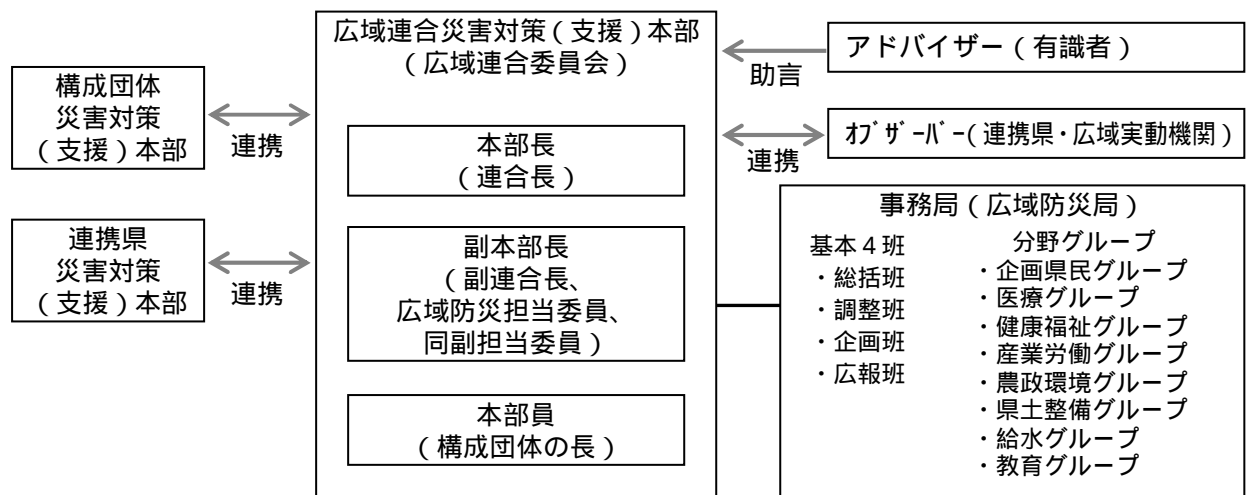
ア 本部長、副本部長、本部員

- 本部長は、連合長を充てる。
- 副本部長は、副連合長、広域防災担当委員及び同副担当委員を充て、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 本部員は、その他の構成団体の長を充てる。

イ 府県・政令市災害対策(支援)本部との関係

- 広域連合災害対策(支援)本部と構成団体・連携県の災害対策(支援)本部は相互に情報共有を図り、連携して災害対応・支援に当たる。

< 広域連合災害対策(支援)本部組織図 >



設置場所

- ・広域連合災害対策(支援)本部は兵庫県災害対策センター(神戸市中央区)に設置する。同センターが壊滅的な被害等により使用できない場合は、原則として兵庫県災害対策本部が置かれる場所と同じ場所に設置する。

業務

- ・関西圏域内外の大規模広域災害に関する情報を収集すること。
- ・災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を決定すること。
 - 応援要員の派遣、物資及び資機材の供給その他の対策の方針
 - カウンターパート方式の決定
 - 緊急声明の発表
 - 現地支援本部及び現地連絡所の設置 等

- ・災害応急対策に関し、構成団体、連携県及び関係機関相互間の連絡調整を図ること。

本部会議

- ・本部長は、業務を遂行するため、必要に応じて本部会議を開催する。
- ・本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。
- ・本部長は、専門的見地からの助言を得るため、必要に応じて本部会議にアドバイザーとして学識経験者等の有識者の出席を求める。
- ・本部長は、関係機関との連携を図るため、必要に応じて本部会議にオブザーバーとして連携県及び広域実動機関の職員の出席を求める。
- ・自府県・政令市の災害対応又は交通途絶等のため、本部員が一堂に会することができない場合は、全国知事会のWEB会議システムを活用したWEB会議、書面開催等による。

事務局

- ・広域連合災害対策（支援）本部に、その業務を処理させるため、事務局を置く。

ア 編成

- 事務局に事務局長その他の事務局員を置き、事務局長に広域防災局長を充てる。
- 事務局長を補佐させるため、事務局に事務局次長を置き、広域防災局次長及び同局防災計画参事を充てる。
- 事務局次長は、事務局長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 事務局に、総括班、調整班、企画班、広報班の基本4班を置き、兵庫県災害対策センターにおいて下表「事務局各班・各分野グループの所掌事務」に掲げる業務を処理させる。調整班には、必要に応じて、要員、物資、避難の各調整チームを置く。
- 事務局に分野別のグループを置き、兵庫県庁各部執務室（医療グループは徳島県庁）において下表「事務局各班・各分野グループの所掌事務」に掲げる業務を処理させる。

イ 事務局員の動員及び配置

- 事務局員（班員及びグループ員）は、広域連合広域防災局及び広域医療局の職員並びに広域連合の広域防災担当県である兵庫県の職員を充てる。
- 広域連合本部事務局は、事務局員として、事務局に職員を派遣する。
- 広域連合各分野事務局（広域防災局及び広域医療局を除く。）は、事務局長から要請があった場合は、事務局員として、事務局に職員を派遣する。
- 構成団体は、事務局員として、事務局に職員を派遣する。ただし、自府県・政令市の災害対応のため派遣が困難な場合はこの限りではない。
- 連携県は、必要に応じて、事務局員として、事務局に職員を派遣する。
- 広域連合本部事務局、各分野事務局、構成団体及び連携県から派遣された職員は、事務局業務のほか、派遣元との連絡調整に当たる。
- その他詳細は、下表「事務局員の動員計画」及び「事務局員の配置計画」のとおりとする。

第3章 初動の手順
2 応援・受援体制の確立

< 事務局各班・各分野グループの所掌事務 >

a 基本4班（分野横断）

班名	所掌事務
総括班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域連合災害対策（支援）本部事務局の総括 ・ 災害情報（災害状況、災害対策状況） 応援情報（広域連合・構成団体・連携県の応援状況）の取りまとめ ・ 広域連合災害対策（支援）本部会議の運営（会議資料の取りまとめ、会議の進行、議事録作成） ・ 広域連合災害対策（支援）本部発表資料の作成 ・ 現地支援本部、現地連絡所との連絡調整総括 ・ 構成団体、連携県との連絡調整総括 ・ 国（現地対策本部、出先機関を含む。）、全国知事会、他圏域との連絡調整総括 ・ 女性の視点での災害対応に関すること ・ その他、他班に属さない業務に関すること
調整班	
要員調整チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成団体及び連携県間の要員の需給調整 ・ 構成団体及び連携県の要員派遣状況の把握 ・ その他要員の応援・受援に関すること
物資調整チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成団体及び連携県の送付可能物資の把握 ・ 企業等からの寄付申し出の対応・把握 ・ 構成団体及び連携県間の物資の需給・輸送・保管調整 ・ 構成団体及び連携県の物資送付状況の把握 ・ その他物資の応援・受援に関すること
避難調整チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受入避難所及び住宅等提供可能数の把握 ・ 被災者への避難者受入情報の発信 ・ 避難者受入状況の把握 ・ 帰宅困難者支援 ・ その他広域避難者等の受入れに関すること
企画班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国会、政府、連合議会関係者等の視察対応 ・ 国への提案・要望の取りまとめ ・ 広域連合災害対策（支援）本部会議開催に係る構成団体等との連絡調整（本部員等の招集を含む。） ・ 広域連合議会議員、広域連合本部事務局との連絡調整 ・ ホームページを活用した情報提供
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報資料の調整 ・ 報道機関対応

b 分野グループ

グループ名	所 掌 事 務
企画県民グループ (広域防災担当県(兵庫県)の企画県民部で編成)	以下の項目に係る応援・受援調整 ・ 災害ボランティアの受入れ ・ 被災市町村事務全般の支援
医療グループ (広域医療局で編成) 徳島県庁に設置	以下の項目に係る応援・受援調整 ・ 医療活動の実施 広域医療局(広域医療担当県である徳島県)は、連絡員として、班員の1名以上を広域連合災害対策(支援)本部事務局に派遣する。災害対応で派遣が困難な場合は、広域防災担当県(兵庫県)の医療部局が広域医療局との連絡調整を行う。
健康福祉グループ (広域防災担当県(兵庫県)の健康福祉部で編成)	以下の項目に係る応援・受援調整 ・ 被災者の健康対策の実施(保健・福祉、栄養) ・ 被災者の心のケアの実施 ・ 生活衛生対策の実施(入浴の確保) ・ 防疫対策の実施 ・ 遺体の葬送 ・ 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付
産業労働グループ (広域防災担当県(兵庫県)の産業労働部、広域産業振興局で編成)	以下の項目に係る応援・受援調整 ・ 生活必需品の供給 ・ 海外からの支援の受入れ
農政環境グループ (広域防災担当県(兵庫県)の農政環境部、広域産業振興局農林水産部、広域環境保全局で編成)	以下の項目に係る応援・受援調整 ・ 食料の供給 ・ 社会基盤施設(漁港、海岸、治山施設、林業用施設、農地・農業用施設、集落排水施設)の緊急対策及び復旧 ・ 生活衛生対策の実施(し尿処理) ・ 災害廃棄物の処理
県土整備グループ (広域防災担当県(兵庫県)の県土整備部で編成)	以下の項目に係る応援・受援調整 ・ 被災建築物等の危険度判定 ・ 応急仮設住宅の整備・確保 ・ 社会基盤施設(道路、鉄道、港湾、空港・ヘリポート、海岸、河川、砂防施設、下水道)の緊急対策及び復旧
給水グループ (広域防災担当県(兵庫県)の企業庁で編成)	以下の項目に係る応援・受援調整 ・ 保存飲料水の供給 ・ 給水車の派遣 ・ 水道の緊急対策及び復旧
教育グループ (広域防災担当県(兵庫県)の教育委員会事務局で編成)	以下の項目に係る応援・受援調整 ・ 学校の教育機能の回復 ・ 文化財の緊急保全

第3章 初動の手順
2 応援・受援体制の確立

< 事務局員の動員計画 >

		兵庫県が被災していない、又は被災の程度が小さい場合 (兵庫県災害対策支援本部設置時)	兵庫県が被災し、被災の程度が大きい場合 (兵庫県災害対策本部設置時)
基本 4 班	1)原則として以下の職員により編成する。		
	広域連合広域防災局の職員	13名 (広域企画課・防災課職員)	7名 (広域企画課職員)
	兵庫県災害対策本部事務局(広域調整班)の各部応援要員として予め指定された職員	6名	6名
	広域連合本部事務局課長(兵庫県担当)及び同付職員	5名	5名
	広域連合本部事務局が派遣する職員 注:広域連合災害対策(支援)本部設置準備段階から広域連合本部事務局は職員を広域防災局に派遣する。	2名	2名
	兵庫県企画県民部広報課の職員	若干名	若干名
	構成団体(兵庫県を除く。)が派遣する職員 注:自府県・政令市の災害対応のため派遣が困難な場合は可能な範囲で派遣する。	9名 (1名×9団体)	18名 (2名×9団体)
	連携県が必要に応じて派遣する職員	4名 (1名×4団体)	4名 (1名×4団体)
2)上記の職員のみで対応しがたい場合は、右記による。	<ul style="list-style-type: none"> ・広域連合本部事務局に対し、職員の追加派遣を要請 ・構成団体に対し、職員の追加派遣を要請 		
分野 グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・右記の職員により編成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県災害対策(支援)本部の各部職員、広域医療局の職員 ・広域連合に当該分野に対応する分野事務局(広域医療局を除く。)がある場合は、必要に応じて当該分野局に対し、職員の派遣を要請 	

職員の人選について

広域連合本部事務局、構成団体及び連携県は、広域連合災害対策(支援)本部事務局に派遣する職員の人選を予め行う。人数の目安は以下のとおり。

- 広域連合本部事務局・・・・・・・・・・5名(2名+要請により追加派遣する職員3名)
- 各構成団体・・・・・・[兵庫県が被災していない場合]2名(1名+要請により追加派遣する職員1名)
- [兵庫県が被災した場合]3名(2名+要請により追加派遣する職員1名)
- 各連携県・・・・・・・・・・・・・・・・1名

< 事務局員の配置計画 >

a 兵庫県が被災していない、又は被災の程度が小さい場合（兵庫県災害対策支援本部設置時）

事務局長：広域防災局長（兵庫県防災監・同県災害対策支援本部統括兼務）

事務局次長：広域防災局次長（兵庫県防災企画局長・同県災害対策支援本部総務局長兼務）

事務局次長：広域防災局防災計画参事（兵庫県広域防災参事・同県災害対策支援本部広域支援局長兼務）

班・グループ名及び班・グループ長		人員（班・グループ長を含む。）		
		広域連合	兵庫県	構成団体等
基本 4 班	総括班 班長：広域防災局広域企画課長（兵庫県企画県民部防災企画局広域企画室長・同県災害対策支援本部広域支援班長兼務）	広域防災局 広域企画課 7名 防災課 6名	兵庫県各部応援要員 6名 兵庫県災害対策支援本部事務局（広域調整班）の職員を充てる。	構成団体 9名 さらに要請により構成団体が職員を派遣
	調整班 班長：広域防災局防災課長（兵庫県企画県民部防災企画局防災計画課長・同県災害対策支援本部本部会議班長兼務） ・ 要員調整チーム長 ：広域防災局広域企画課長補佐（兵庫県企画県民部防災企画局広域企画室係長・同県災害対策支援本部広域支援班長代理兼務） ・ 物資調整チーム長 ：広域防災局広域企画課長補佐（兵庫県企画県民部防災企画局広域企画室係長・同県災害対策支援本部広域支援班長代理兼務） ・ 避難調整チーム長 ：広域防災局防災課長補佐（兵庫県企画県民部防災企画局防災計画課係長・同県災害対策支援本部本部会議班長代理兼務）	本部事務局 1名 さらに要請により本部事務局が職員を派遣		連携県 4名 必要に応じて連携県が派遣
	企画班 班長：本部事務局課長（兵庫県担当）（兵庫県企画県民部広域行政課長・同県災害対策支援本部企画県民部協力班長兼務）	本部事務局 課長（兵庫県担当）付 5名 企画課等 1名 さらに要請により本部事務局が職員を派遣	-	
	広報班 班長：兵庫県企画県民部広報課長（兵庫県災害対策支援本部広報班長兼務）	要請により本部事務局が職員を派遣	兵庫県企画県民部広報課 （若干名）	
分野 グループ	医療グループ グループ長：広域医療局長（徳島県保健福祉部医療健康総局長） 徳島県庁に設置	広域医療局 医療政策課 （若干名） うち1名以上を連絡員として広域連合災害対策（支援）本部事務局に派遣	-	-
	その他のグループ グループ長：兵庫県災害対策支援本部各部該当部長兼務	-	兵庫県災害対策支援本部各部該当部の職員が兼務	広域連合該当分野局（広域医療局を除く。）がある場合は当該分野局が職員を派遣

各分野グループが当該分野の要員・物資の調整を行い、調整班は、全体の取りまとめと調整を行う。

時期により必要人員に偏りが生じることから、各班長・グループ長は、兵庫県災害対策支援本部事務局とも連携して、柔軟に他班・グループを応援するとともに、必要に応じて班員・グループ員の人数を調整する。

第3章 初動の手順

2 応援・受援体制の確立

b 兵庫県が被災し、被災の程度が大きい場合（兵庫県災害対策本部設置時）

事務局長：広域防災局長（兵庫県防災監・同県災害対策本部統括兼務）

事務局次長：広域防災局次長（兵庫県防災企画局長・同県災害対策本部総務局長兼務）

事務局次長：広域防災局防災計画参事（兵庫県広域防災参事・同県災害対策本部広域支援局長兼務）

班・グループ名及び班・グループ長		人員（班・グループ長を含む。）		
		広域連合	兵庫県	構成団体等
基本 4 班	総括班 班長：広域防災局広域企画課長（兵庫県企画県民部防災企画局広域企画室長・同県災害対策本部広域支援班長兼務）	広域防災局 広域企画課 7名 本部事務局 1名 さらに要請により本部事務局が職員を派遣	兵庫県各部応援要員 6名 兵庫県災害対策本部事務局（広域調整班）の職員を充てる。	構成団体 18名 さらに要請により構成団体が職員を派遣 連携県 4名 必要に応じて連携県が派遣
	調整班 班長：事務局次長（広域防災局防災計画参事）兼務 ・要員調整チーム長：広域防災局広域企画課長補佐（兵庫県企画県民部防災企画局広域企画室係長・同県災害対策本部広域支援班長代理兼務） ・物資調整チーム長：広域防災局広域企画課長補佐（兵庫県企画県民部防災企画局広域企画室係長・同県災害対策本部広域支援班長代理兼務） ・避難調整チーム長：広域防災局広域企画課長補佐			
	企画班 班長：本部事務局課長（兵庫県担当）（兵庫県企画県民部広域行政課長・同県災害対策本部企画県民部協力班長兼務）	本部事務局 課長（兵庫県担当）付 5名 企画課等 1名 さらに要請により本部事務局が職員を派遣	-	
	広報班 班長：兵庫県企画県民部広報課長（兵庫県災害対策本部広報班長兼務）	要請により本部事務局が応援要員を派遣	兵庫県企画県民部広報課 （若干名）	
分野 グループ	医療グループ グループ長：広域医療局長（徳島県保健福祉部医療健康総局長） 徳島県庁に設置	広域医療局 医療政策課 （若干名） うち1名以上を連絡員として広域連合災害対策（支援）本部事務局に派遣	-	-
	その他のグループ グループ長：兵庫県災害対策本部各部該当部長兼務	-	兵庫県災害対策本部各部該当部の職員が兼務	広域連合該当分野局（広域医療局を除く。）がある場合は当該分野局が職員を派遣

各分野グループが当該分野の要員・物資の調整を行い、調整班は、全体の取りまとめと調整を行う。

時期により必要人員に偏りが生じることから、各班長・グループ長は、兵庫県災害対策本部事務局とも連携して、柔軟に他班・グループを応援するとともに、必要に応じて班員・グループ員の人数を調整する。

(3) カウンターパート方式による応援・受援

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.35]

広域連合は、複数府県の被害が甚大で広域連合の組織を挙げた広域応援が必要と判断される場合は、速やかに下記の「カウンターパートの設定の考え方」により、カウンターパート案を作成し、電話及び電子メール等で構成団体及び連携県と協議の上、カウンターパートを決定する。

広域連合及び応援府県は、同様に協議の上、同一の被災府県を割り当てられた応援府県の中から幹事府県を決定する。

幹事府県は、同一の被災府県を応援する応援府県・政令市間の連絡調整を行うとともに、これらを代表して当該被災府県及び広域連合と連絡調整を行う。

広域連合は、カウンターパート及び幹事府県を決定した場合は、「応援計画書」(様式3)により、構成団体及び連携県へ通知する。

広域連合は、カウンターパート方式をとった場合においても、救援物資の保有状況、被災者の避難先に関する意向、災害廃棄物の受入余力等の問題により、同一の被災府県を割り当てられた応援府県・政令市だけでは対応が困難な場合は、その都度、構成団体及び連携県と調整し、カウンターパート方式の応援先にかかわらず、応援府県・政令市に応援内容及び応援先を割り当てる。

< カウンターパートの設定の考え方 >

ステップ 1 各府県における避難者数等の状況から、被災府県、域内対応府県、応援府県の3つに区分する。



ステップ 2 次のことを考慮し、被災府県と応援府県を組み合わせる。

- ・地理的条件(府県間の距離・道路状況を踏まえた移動時間、府県の配置等)
- ・被災府県の被害の程度と各被災府県に割り当てられる応援府県の数及び人口や職員数等の規模のバランス
- ・緊急派遣チームの派遣元と派遣先

被災府県 被害が甚大(被害大)で他府県からの応援が必要な府県

域内対応府県 相当程度の被害(被害中)があり、他府県からの応援は必要としないが、自府県内の災害対応に専念する必要がある府県

応援府県 被災していない(被害なし)府県又は被災の程度が軽微(被害小)で被災府県を応援できる状況にある府県

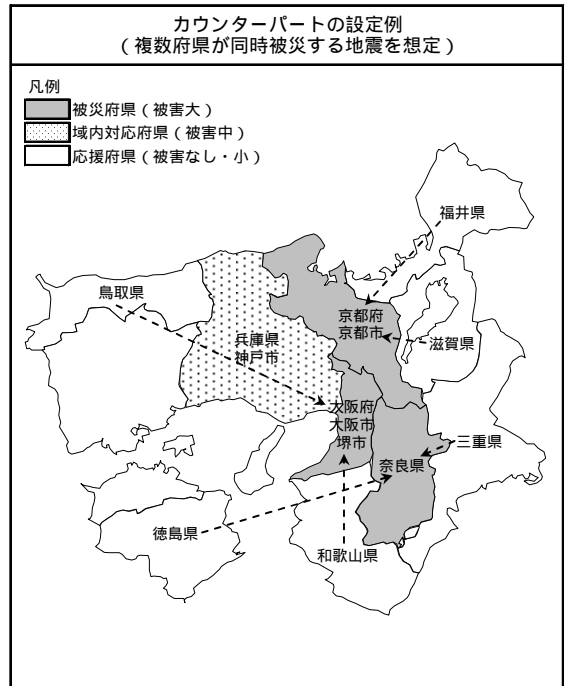
第3章 初動の手順
2 応援・受援体制の確立

<カウンターパートの設定例>

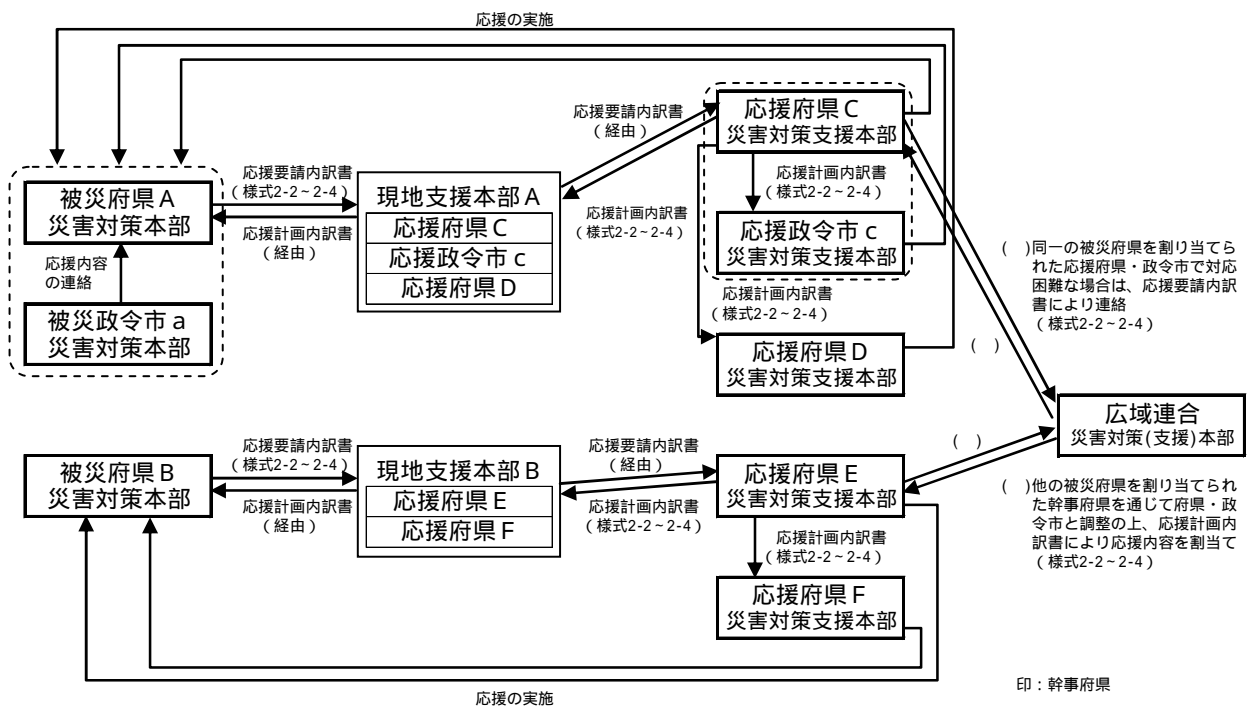
京都府、大阪府及び奈良県に甚大な被害が発生した例を下記に示す。滋賀県及び福井県が京都府を、和歌山県及び鳥取県が大阪府を、三重県及び徳島県が奈良県を応援することとなる。下記はあくまで例であり、大規模広域災害発生時に、被災状況等を踏まえて、その都度設定する。

団体名	被害	被害なし・小の団体から被害大の団体までの予測移動時間（短い順）					
		1	2	3	4	5	6
滋賀県	なし・小						
京都府 京都市	大	滋賀県 41分	三重県 101分	和歌山県 123分	福井県 165分	徳島県 188分	鳥取県 214分
大阪府 大阪市 堺市	大	滋賀県 61分	和歌山県 83分	三重県 134分	徳島県 141分	鳥取県 182分	福井県 182分
兵庫県 神戸市	中						
和歌山県	なし・小						
徳島県	なし・小						
鳥取県	なし・小						
福井県	なし・小						
三重県	なし・小						
奈良県	大	滋賀県 78分	和歌山県 104分	三重県 116分	徳島県 177分	福井県 191分	鳥取県 212分

囲みは団体名欄の被災団体を応援する団体



<カウンターパート方式の場合における応援内容の連絡から応援実施までの流れ>



(4) 現地支援本部及び現地連絡所の設置

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.35]

被災府県による現地への職員派遣

被災府県は、必要に応じ、特に甚大な被害を受けた市町村に、現地事務所を設置するなど職員を派遣し、情報収集に当たるとともに、被災市町村の災害対応を支援する。また、派遣された職員は、応援府県・政令市が設置する現地連絡所との連絡調整に当たる。

広域連合及び応援府県・政令市による現地支援本部及び現地連絡所の設置

広域連合及び応援府県・政令市は、広域連合災害対策（支援）本部が設置されたときは、応援府県・政令市間で調整の上、必要に応じて、以下の要領で被災府県内に現地支援本部を、被災市町村内に現地連絡所を設置する。現地連絡所は、被災府県が被災市町村内に派遣した職員と緊密な連携を図る。

< 現地支援本部等に係る役割分担 >

印の団体が現地支援本部等に要員を派遣し、その運営に当たるとともに、業務に必要な備品等の準備を行う。

区 分	現地組織	広域連合	応援府県	応援政令市
原 則	現地支援本部（被災府県内）			（注）
	現地連絡所（被災市町村内）			
カウンター パート方式	現地支援本部（被災府県内）			（注）
	現地連絡所（被災市町村内）			

（注）現地連絡所を設置した場合はそちらを優先し可能な範囲で対応

- ・ 現地支援本部の統括は、広域連合（カウンターパート方式の場合：幹事府県）が行う。
- ・ 現地連絡所の統括は、応援府県が行う。応援府県が複数の場合は、広域連合及び当該応援府県で協議の上、統括を担当する応援府県を決定する。
- ・ 被災市町村の支援は一義的には被災府県の責務であることから、被災市町村との連絡調整は、被災府県が行う。
- ・ 被災府県の業務軽減の観点から、広域連合災害対策（支援）本部（カウンターパート方式の場合：幹事府県災害対策支援本部）との連絡調整は、現地支援本部が行う。

< 現地支援本部（被災府県内）設置・運営要領 >

項目	内容
業務内容	a) 現地の被害状況と交通情報を収集し、逐次報告する。 b) 被災府県の支援ニーズを把握し、逐次報告する。 c) 阪神・淡路大震災や東日本大震災等の過去の災害の経験を生かし、緊急・応急対応から被災者支援、復旧・復興に係る課題・対策事例を伝え、今後発生する対応業務について情報提供・支援を行う。 d) 被災府県、応援府県間の連絡調整を行う。
編成	a) 総括1名及び総括補佐2～3名の計3～4名で編成する。 総括（全体の取りまとめ、被災府県との連絡調整窓口） 総括補佐（総括の補佐、情報収集・整理、車両運転等）
設置・運営手順	a) 被災府県災害対策本部の周辺（被災府県庁内等）に、業務スペースと机・椅子を確保する。状況に応じて、被災府県に依頼する。 b) 被災府県災害対策本部の本部会議や事務局において、被災府県の業務に支障のない範囲で、情報収集を行う。 c) 被災府県との意見交換の場や、被災府県と全国から応援に入っている自治体間の情報交換の場を定期的に開催する仕組みを構築する。 d) 広域連合、構成団体、連携県の各災害対策（支援）本部と現地支援本部との連絡窓口を一本化し、関係団体間で情報共有が図られる仕組みを構築する。
主な装備品	広域連合・応援府県は、自己完結を原則とし、分担して必要な装備品（下記例示）を持ち込む。 a) 共同装備（必須） 車両等移動手段及び非常用燃料、寝袋・毛布等、食料、飲料水、携帯コンロ及び燃料、デジタルカメラ、衛星携帯電話・トランシーバー等通信機器、パソコン、データ通信機器、プリンタ、用紙、交換インク・トナー、USBメモリ、事務用品、トイレパック、ウェットティッシュ、水のいらないシャンプー、マスク、地図、阪神・淡路大震災の教訓・事例集（阪神・淡路大震災1年の記録、阪神・淡路大震災1ヶ月の記録、「伝える」等） b) 共同装備（必要に応じて） テント、発電機、投光器等 c) 個人装備 防寒着、ライト、ヘルメット、手袋等
受入体制	・被災府県は、現地支援本部に対し、受入担当を置き、被害状況、支援ニーズ等の情報を提供するとともに、可能な限り、通信手段の貸与、業務スペース、駐車場、仮眠場所の確保等を行い、活動が円滑に行われるよう配慮する。

< 現地連絡所（被災市町村内）設置・運営要領 >

項目	内容
業務内容	a) 被災市町村からの応援ニーズを把握する。 b) 被災市町村と応援府県・政令市との連絡調整を行う。 c) 教育、ボランティア、避難所運営、行政通常業務、災害時発生行政業務（家屋被害認定、罹災証明書発行、災害弔慰金、生活再建支援金、義援金、住宅応急修理、被災者健康相談・衛生対策、心のケア、仮設住宅対策、がれき処理等環境対策）など被災市町村に生じる課題解決を直接支援する。
編成	a) 総括及び必要に応じて派遣する専門職員により編成する。 総括、情報収集・連絡員、ロジスティックス担当、教育担当、ボランティア総括コーディネーター、避難所運営担当、市役所・町村役場業務担当、保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士、仮設住宅等住宅対策担当、がれき処理等環境対策担当等
設置・運営手順	a) 被災府県と被災市町村の支援について協議した上で、被災市町村と支援の実施について協議し、支援分野、応援要員の配置を決める。 c) 被災市町村災害対策本部の周辺（被災市町村役場内等）に業務スペースと机・椅子を確保する。状況に応じて、被災市町村に依頼する。 d) 被災市町村災害対策本部の本部会議や事務局において、被災市町村の業務に支障のない範囲で、情報収集を行う。 e) 現地連絡所の職員は相互の情報共有に努めるとともに、被災府県が現地に派遣した職員と定期的に情報交換・打合せを行い、緊密な連携を図る。 f) 被災市町村との意見交換の場や、全国から応援に入っている自治体、NPO等と、避難所支援、救援物資等の課題別に情報交換を行う場を定期的に開催する仕組みを構築する。 g) 市町村業務の支援を行う職員は、それぞれの分野を所管する被災市町村の局部課の長の指示のもとで支援業務を実施する。 h) 総括担当者は、状況に応じた派遣職員の業務分野等について、被災市町村の人事担当者と調整する。 i) 広域連合、構成団体、連携県の各災害対策（支援）本部及び現地支援本部において現地連絡所の支援体制を整備する。
主な装備品	応援府県・応援政令市は、自己完結を原則とし、分担して必要な装備品を持ち込む。 必要な装備品は現地支援本部と同じ（前頁参照）。
受入体制	・被災市町村は、現地連絡所に対し、受入担当を置き、被害状況、支援ニーズ等の情報を提供するとともに、可能な限り、通信手段の貸与、業務スペース、駐車場、仮眠場所の確保等を行い、活動が円滑に行われるよう配慮する。

第3章 初動の手順

2 応援・受援体制の確立

(5) 政府現地対策本部設置時の対応

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.35]

政府の緊急災害現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）が設置された際は、広域連合及び構成府県は、連携県と連携し、以下により同本部に要員を派遣する。

なお、国の東南海・南海地震応急対策活動要領が適用された場合は、同要領に基づく活動を基本とし、これを本要綱に基づく活動で補う形で相互に連携を図る。

	被災府県	広域連合	応援府県
派遣基準	<p>関西圏域において政府現地対策本部が設置されたとき</p> <p>【設置根拠】 災害対策基本法第25条第6項、同法第28条の3第8項</p> <p>【設置例】 中央防災会議「東南海・南海地震応急対策活動要領」(H18.4)によれば、設置場所：原則として、愛知県、大阪府、香川県とする。</p> <p>管轄区域：愛知県に置く本部 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県 大阪府に置く本部 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県 香川県に置く本部 徳島県、香川県、愛媛県、高知県</p> <p>派遣依頼：政府現地対策本部に、管轄内府県の幹部の派遣を依頼する。</p>		
派遣人数	派遣依頼に基づく幹部派遣のほか、各府県で定める人数	2人程度	派遣依頼に基づく幹部派遣のほか、各府県で定める人数
業務内容 (想定)	<p>被災府県等の情報を集約し、国の支援等に関する情報を被災府県等に伝達するとともに、以下の業務について政府現地対策本部との連絡調整に当たる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 被災府県等から被害状況や対応状況に関する情報を収集し、政府現地対策本部の情報集約担当へ伝達する。 被災府県等における課題や国への要請等を把握し、政府現地対策本部の事案調整担当へ伝達し、必要な調整を行う。 関連する情報や要請への国の対応状況、各種事案への対応状況を収集し、被災府県等に伝達するとともに、必要な調整を行う。 被災府県等からの問い合わせ等に関して、政府現地対策本部各班・担当と必要な調整を行う。 各種会議に参加し被災府県等の活動状況について報告するとともに、会議結果を会議資料とともに被災都道府県等へ送付する。 業務予定及び業務記録を作成し被災府県等へ送付する。 被災府県等から政府現地対策本部へ派遣された職員の管理を行う。 その他特に指示された特別な業務を実施する。 <p>現地対策本部業務マニュアル【大規模震災対応編】総括版（平成21年3月内閣府政策統括官（防災担当）より抜粋</p>		

第4章 応援・受援の手順

[関西防災・減災プラン(地震・津波災害対策編)関係箇所 p.40]

広域連合及び構成団体は、大規模広域災害が発生したときは、連携県、市町村及び関係機関・団体と連携し、本章の手順を基本に応援・受援を行う。

なお、本章には、広域連合及び構成団体、連携県の業務だけでなく、市町村、関係機関・団体の業務についても、応援・受援の調整に必要な範囲で記載している。

< 応援・受援の分野 >

番号	分 野	ページ	
1	分野共通の手順	情報の収集・共有及び公表	44
		輸送経路・手段の確保	49
		応援要員の派遣	53
2	() 救助・救急及び消火活動の実施	64	
3	医療活動の実施	75	
4	() 避難指示等の発令及び避難誘導	85	
5	広域避難の実施	88	
6	避難所の運営	94	
7	帰宅困難者の支援	99	
8	生活物資の供給	102	
9	() 給水	109	
10	被災者の健康対策の実施	() 保健・福祉	113
		() 栄養	117
11	被災者の心のケアの実施	121	
12	生活衛生対策の実施	し尿処理	125
		入浴の確保	125
13	防疫対策の実施	133	
14	遺体の葬送	137	
15	() 被災建築物等の危険度判定	142	
16	応急仮設住宅の整備・確保	145	
17	社会基盤施設の緊急対策及び復旧	全般 (道路、鉄道、港湾、漁港、空港・ヘリポート、 海岸、河川、砂防施設、治山施設、林業用 施設、農地・農業用施設、集落排水施設)	154
		() 水道	158
		() 下水道	162
		() 電気・ガス・通信	168
18	災害廃棄物の処理	171	
19	被災者の生活支援	災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付	175
		義援金の募集・配分	179
		被災者生活再建支援金の支給	182
		相談窓口の開設	186
20	被災市町村事務全般の支援	190	
21	学校の教育機能の回復	194	
22	文化財の緊急保全	199	
23	災害ボランティアの活動促進	203	
24	() 海外からの支援の受入れ	208	

* 分野区分は関西防災・減災プラン(地震・津波災害対策編)のオペレーションマップに基づく。

* 「 」印の分野は、法令の定めや既定の応援制度により応援調整等が図られる分野であるが、災害対応の全体像を示すため、簡易に記載。

< 分野別手順書の見方 >

(例)

8 生活物資の供給

(1) 基本方針

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災地における食料や生活必需品等の需要を的確に把握し、備蓄物資や関係機関・団体間のネットワーク等を活用して調達した救援物資を・・・

基本方針

何のために、誰のために、どのような方針で業務を行うのかを簡潔に記載。

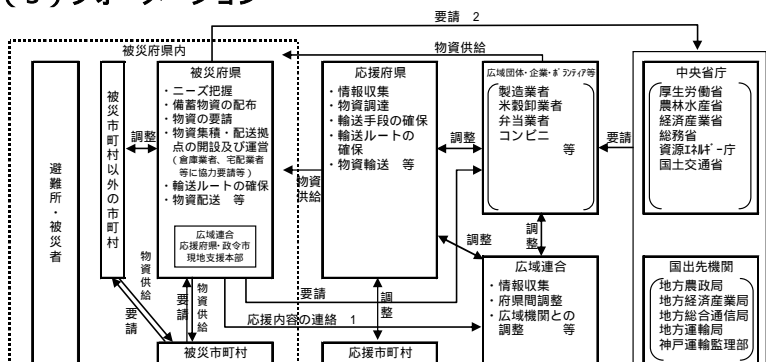
(2) 応援内容

時期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初動期 (発災から概ね3日間)	以下に例示する基本物資を中心に、被災地の需要に応じて、必要な物資を末端まで迅速に供給する。 主な基本物資(属性別) 属性に関わらず必要な物資	・以下に例示する基本物資を中心に、被災地の需要に応じて、必要な物資を末端まで迅速に供給する。 ・アルファ化米 ・即席めん ・精米 ・おにぎり ・弁当	・乳幼児 ・粉ミルク ・離乳食
		・女性 ・災害時要援護者 ・流動食 ・透析用米飯	

応援内容(応援調整対象の一覧)

応援要員の派遣、物資・資機材の供給、その他(避難者及び傷病者の受入れ、その他必要な応援)の別に応援・受援調整の対象となる事項を記載。

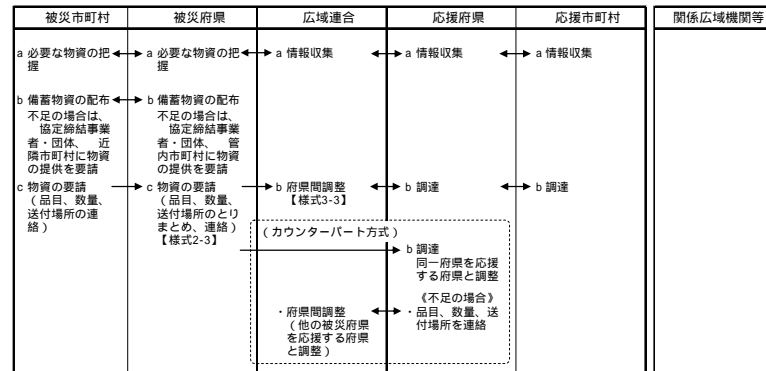
(3) フォーマーシオン



フォーマーシオン(基本体制図)

応援・受援を行う基本的な体制を示す図。各主体の役割と相互の関係を記載。

(4) オペレーション



オペレーション(業務フロー図)

応援・受援の業務の流れを被災市町村、被災府県、広域連合、応援府県、応援市町村、関係広域機関等の関係を示して記載。

被災市町村の業務

項目	内容
a 必要な物資の把握	避難者数を確認し、必要な物資及びその数量を把握する。
b 備蓄物資等の配布	被災府県と連携し、備蓄物資を被災者に配布する。災害時の物資提供に係る協定を締結している事業者・団体に対して物資の提供を要請し、提供物資を被災者に配布する。
c 物資の要請	物資の不足が見込まれる場合は、必要な物資に関する情報(品目、数量、送付場所)を被災府県へ連絡する。
d 物資集積・配送拠点の開設及び運営(市町村内)	物資集積・配送拠点の設置規模及び運用方法を決定する。物資の集積及び配送のための要員を確保し、拠点を運営する。物資集積・配送拠点の開設場所等の情報を被災府県に連絡する。

オペレーション(業務内容)

業務フロー図に沿って各主体の業務の内容をチェックリスト形式で記載。

被災府県の業務

広域連合の業務

応援府県の業務

応援市町村の業務

関係広域機関等の業務

< 留意事項 >

(連絡先リストの事前作成・協定締結)

物資を円滑に調達し被災者に供給できるよう、弁当業者や・・・

オペレーション(留意事項)

業務を行うに当たって留意する事項を記載。

矢印の凡例

[基本体制図・業務フロー図共通]

→ : 要請、働きかけ、連絡、物資供給、職員派遣等

↔ : 協議、調整、連携等

1 分野共通の手順

1 - 1 情報の収集・共有及び公表

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.40]

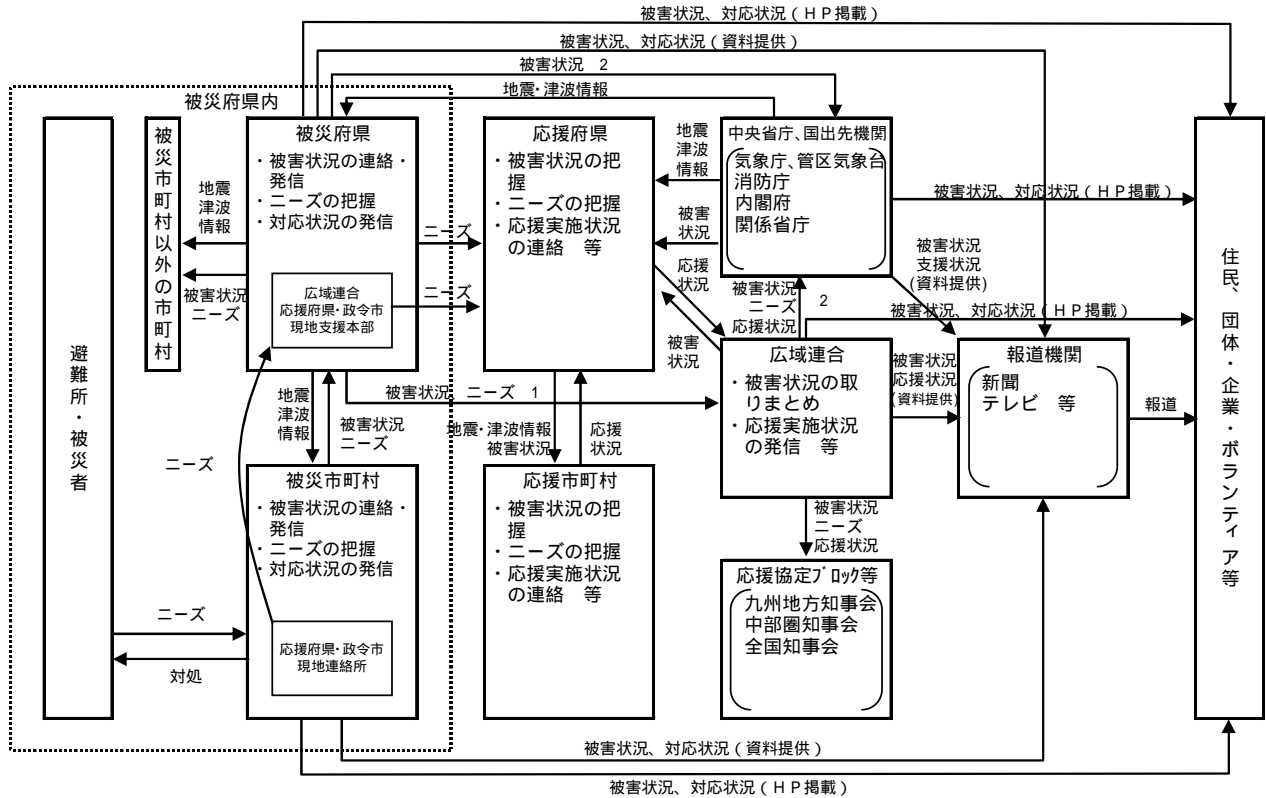
(1) 基本方針

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、応援・受援活動を迅速・的確に実施するため、被害状況、被災地ニーズ、対応状況等に関する情報収集を行い、関係機関・団体等と情報共有を図るとともに、府県民に対処状況等を周知する。

(2) 応援内容

時 期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初動期 (発災から概ね3日間)			<収集する情報> 地震情報、津波情報 被害予測 被害状況 ・広域防災拠点、避難所、医療機関等の状況 ・人的被害(死者数、行方不明者数、負傷者数、要救助者) ・住家被害(全壊住家数、半壊住家数、一部破損住家数、床上浸水住家数、床下浸水住家数) ・火災の状況 ・道路、鉄道等の交通遮断状況 ・ライフラインの状況(断水、停電、電話不通、ガス停止) 避難状況(避難世帯数、避難者数) 構成団体、連携県、国の体制(災害対策本部の設置状況)等
応急対応期 (避難所期) ・ 復旧期 (仮設住宅期)			<収集する情報> 救助・救急活動の状況 医療活動の状況 避難の状況 ・避難所開設状況 ・避難者数 人的・物的支援の状況 ・応援要員の派遣 ・食料、飲料水、生活必需品、燃料等の供給 ・避難者の受入れ、災害廃棄物の受入れ 応急仮設住宅の整備状況 交通、ライフライン、医療機関の復旧状況 ボランティア活動の状況 災害廃棄物の処理状況 雇用の状況 等

(3) フォーメーション



- 被災府県は広域連合にニーズを連絡する。ただし、カウンターパート方式の場合は、自府県を割り当てられた応援府県・政令市にニーズを連絡する。
- 政府現地対策本部が設置された場合は、同本部を通じて支援を要請する。

(4) オペレーション

被災市町村	被災府県	広域連合	応援府県	応援市町村	関係広域機関等
					(地震・津波情報の連絡)
	a 地震・津波情報の連絡		a 地震・津波情報の連絡		a 気象庁、管区気象台
a 被害状況の連絡及び公表	b 被害状況の連絡及び公表【様式1】	a 被害状況の取りまとめ及び連絡【様式1】	b 被害状況の連絡		b 消防庁 ↓ c 内閣府 ↓ d 報道機関
					e 応援協定ブロック全国知事会
b ニーズの把握及び連絡	c ニーズの把握及び連絡	b ニーズの把握及び連絡	c ニーズの把握及び連絡	a ニーズの把握及び連絡	
		(カウンターパート方式)			e 応援協定ブロック全国知事会
					f 関係省庁
c 対応状況の連絡及び公表	d 対応状況の連絡及び公表	c 対応状況、応援実施状況の取りまとめ及び公表【様式5】	d 応援実施状況の報告【様式4-1~4-3】	b 応援実施状況の報告	f 関係省庁 ↓ c 内閣府 ↓ d 報道機関
					e 応援協定ブロック全国知事会

広域連合（カウンターパート方式の場合：被災府県）は、応援府県に連絡する場合は、原則として当該応援府県内の応援政令市にも同内容を連絡する。

被災市町村の業務

項目	内容
a 被害状況の連絡及び公表	管内の被害状況（人的被害（死者数、行方不明者数、負傷者数）住家被害（全壊住家数、半壊住家数、一部破損住家数、床上浸水住家数、床下浸水住家数）避難状況（避難世帯数、避難者数）等）を被災府県へ連絡する。 報道発表等を通じて管内の被害状況を公表する。
b ニーズの把握及び連絡	被災地のニーズ（食料、飲料水、生活必需品、燃料、応援要員、避難者の受入れ、災害廃棄物の受入れ等）を把握し、被災府県へ連絡する。
c 対応状況の連絡及び公表	管内の災害対応状況（交通遮断状況、ライフラインの復旧状況、避難者の状況、応急仮設住宅の状況、災害廃棄物の処理状況等）を被災府県へ連絡する。 報道発表等を通じて管内の災害対応状況を公表する。

被災府県の業務

項目	内容
a 地震・津波情報の連絡	気象庁から連絡を受けた地震・津波情報を管内市町村へ連絡する。
b 被害状況の連絡及び公表	管内の被害状況を、関西府県・政令市の体制及び被害状況（様式1）により広域連合へ連絡する。 管内の被害状況を所定の様式により消防庁へ連絡する。 報道発表等を通じて管内の被害状況を公表する。
c ニーズの把握及び連絡	被災市町村に職員を派遣し、または、設置した現地事務所を通じて、被災地のニーズを把握する。 把握したニーズを集約し、必要な応援を広域連合（カウンターパート方式の場合：幹事府県）関係省庁等に連絡する。
d 対応状況の連絡及び公表	管内の災害対応状況を広域連合に連絡する。 報道発表等を通じて管内の災害対応状況を公表する。

広域連合の業務

項目	内容
a 被害状況の取りまとめ及び連絡	関西圏域の被害状況を、関西府県・政令市の体制及び被害状況（様式1）により取りまとめ、構成団体に連絡する。
b ニーズの把握及び連絡	現地支援本部等を通じて被災地のニーズを把握し、応援府県・政令市と情報を共有する。 把握したニーズを集約し、必要な応援を応援府県・政令市、関係省庁、応援協定ブロック、全国知事会等に連絡し、応援・受援調整を行う。 被災府県が庁舎被災等により情報発信が困難な場合は、現地支援本部等で適宜広報支援を行う。
c 対応状況、応援実施状況の取りまとめ及び公表	被災府県・市町村の対応状況、応援府県・政令市の応援実施状況を取りまとめ、報道発表資料（様式5）により公表する。 資料公表の手順は下記のとおりとする。

応援府県の業務

項目	内容
a 地震・津波情報の連絡	気象庁から連絡を受けた地震・津波情報を管内市町村へ連絡する。
b 被害状況の連絡	応援府県は、広域連合及び内閣府等から入手した被害状況に関する情報を応援市町村へ連絡する。

c ニーズの把握及び連絡	広域連合(カウンターパート方式の場合:被災府県)を通じて被災地のニーズを把握し、管内市町村と情報を共有する。 被災府県・市町村が庁舎被災等により情報発信が困難な場合は、現地支援本部・現地連絡所等で適宜広報支援を行う。
d 応援実施状況の報告	応援実績報告書(様式4)により広域連合に定期的に応援実施状況を報告する。

応援市町村の業務

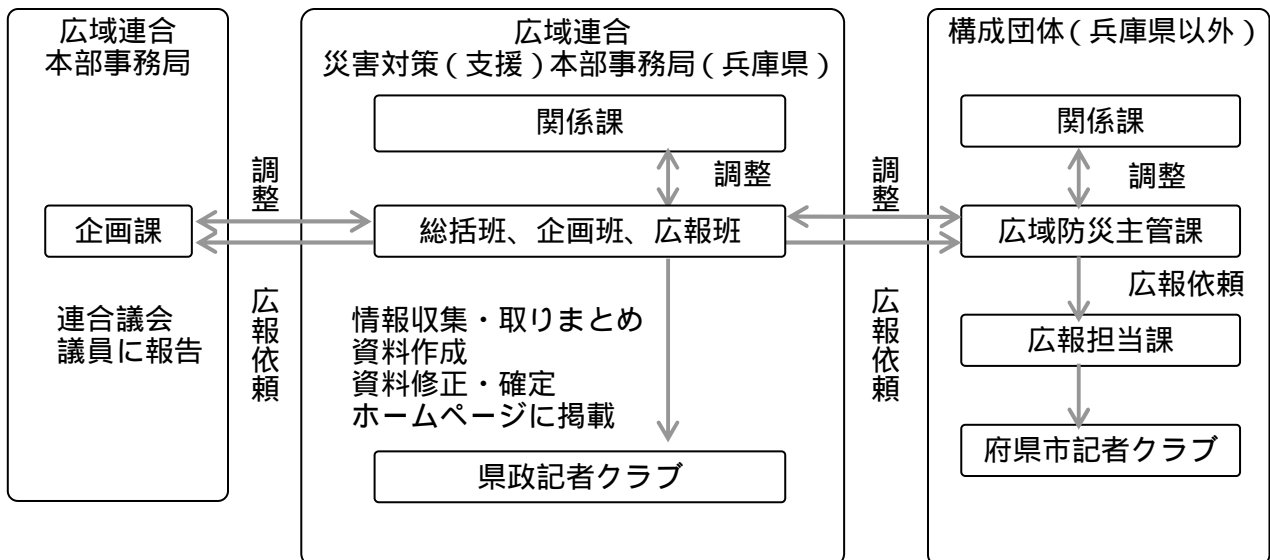
項目	内容
a ニーズの把握及び連絡	応援府県等を通じて被災地のニーズを把握し、応援府県と情報を共有する。
b 応援実施状況の報告	応援府県に定期的に応援実施状況を報告する。

関係広域機関等の業務

機関・団体名	内容
a 気象庁、管区气象台	地震・津波情報を官邸、関係省庁、関係都道府県等に連絡する。
b 消防庁	被害状況を取りまとめ、内閣府へ連絡する。
c 内閣府	関係省庁から得た情報を取りまとめ、公表する。
d 報道機関	新聞、テレビ等の報道機関は、行政機関等から得た情報を住民に報道する。
e 応援協定ブロック全国知事会	広域連合から情報を得て応援に備えるとともに、広域連合から要請があった場合は速やかに応援を実施する。
f 関係省庁	被災府県から情報を得て応援に備えるとともに、被災府県から要請があった場合は速やかに支援を実施する。 対応状況等に関する情報を内閣府に連絡する。

緊急災害対策本部が設置された場合には「緊急災害対策本部」に読み替える。また、非常災害対策本部が設置された場合には「非常災害対策本部」に読み替える。

< 広域連合災害対策(支援)本部における広報手順 >



広域連合が報道発表をする際は、広域連合本部事務局が定める様式によるものとする。

<留意事項>

(通信手段の確保)

災害発生時の情報伝達手段を確保するため、市町村は指定している避難所にあらかじめ電話を設置するよう努める。

災害発生時に情報伝達手段を確保するため、被災市町村は、電気通信事業者に対して特設公衆電話の設置や携帯電話の貸出しについて働きかける。

災害発生時に情報伝達手段を確保するため、被災府県は、衛星携帯電話の提供を総合通信局に働きかける。

(積極的な情報収集及びその活用)

被災規模が大きいほど被災地からの情報発信が遅れる可能性があることに鑑み、被災地からの連絡を待つのではなく、現地に職員を派遣する等により積極的・主体的に情報収集を行うことが重要である。

情報収集は具体的な対応のために行うものであることに鑑み、断片的な情報からでも被害の全容を推測し、迅速に対応に結びつけることが重要である。

(災害情報の発信)

情報発信に当たっては、高齢者、障害者、外国人など支援を要する府県民に確実に情報が届くように文字情報、映像、音声を組み合わせて分かり易く、かつできるだけ複数の言語で発信することが重要である。

二次被害や風評被害の抑制と迅速・的確な支援の実施につなげる上で自治体による災害広報が重要であることに鑑み、被災自治体は情報の集約と発信の一元化を図るとともに、報道機関への積極的な情報発信に努める。

1 - 2 輸送経路・手段の確保

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.38,p.47,p.60]

(1) 基本方針

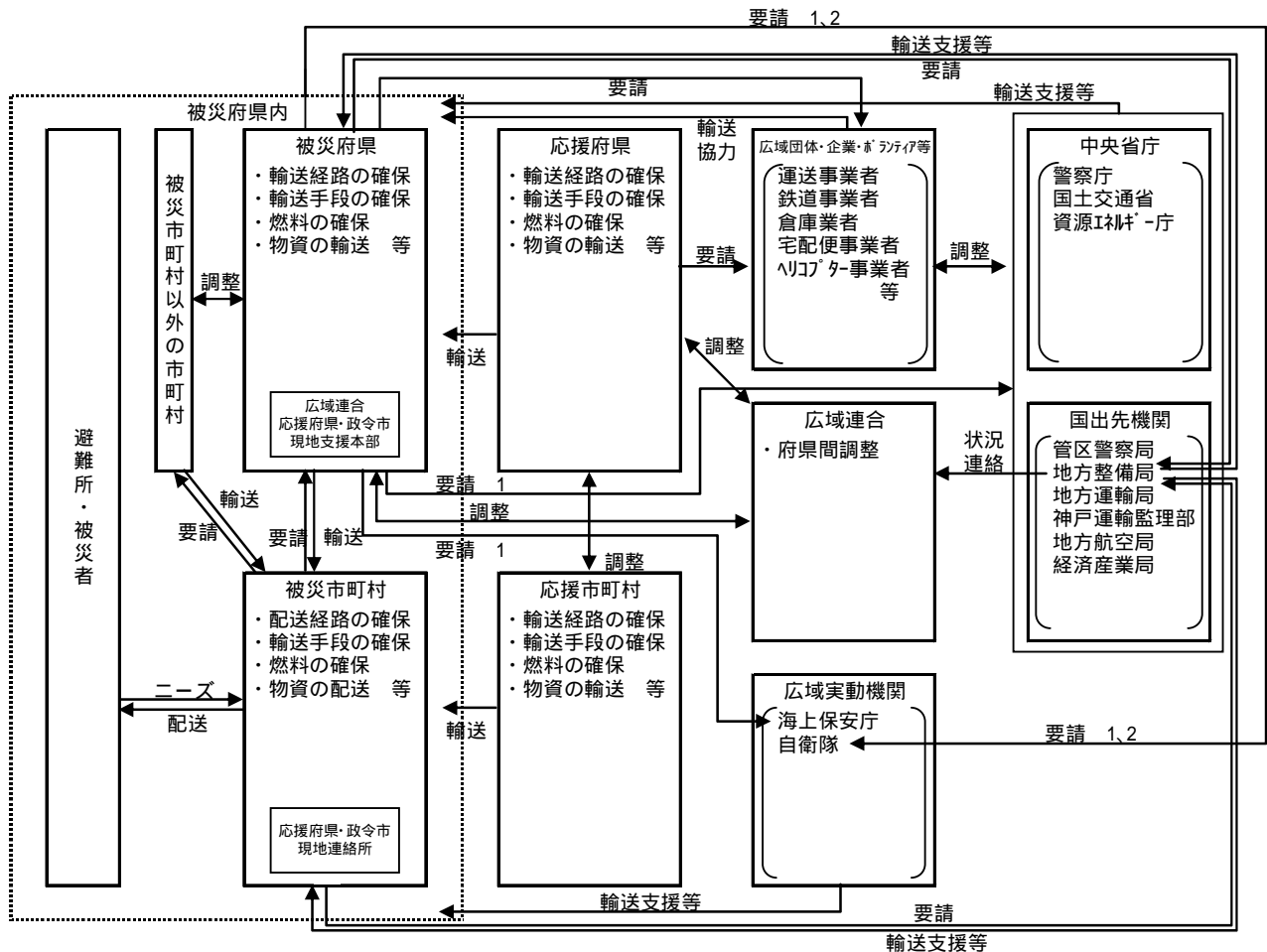
広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、物資・人員の緊急輸送を迅速に行うため、関係機関の協力を得て、陸路のみならず、海路、空路も含め、多様な輸送経路・手段を確保する。

なお、本節では輸送経路・手段の確保に関する基本手順を定め、物資の集積・配送に関する詳細な手順については「大規模広域災害における物資集積・配送マニュアル」で定める。

(2) 応援内容

時期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初動期 (発災から概ね3日間)			輸送経路の確保 輸送手段の確保 燃料の確保
応急対応期 (避難所期) ・ 復旧期 (仮設住宅期)			↓

(3) フォーメーション

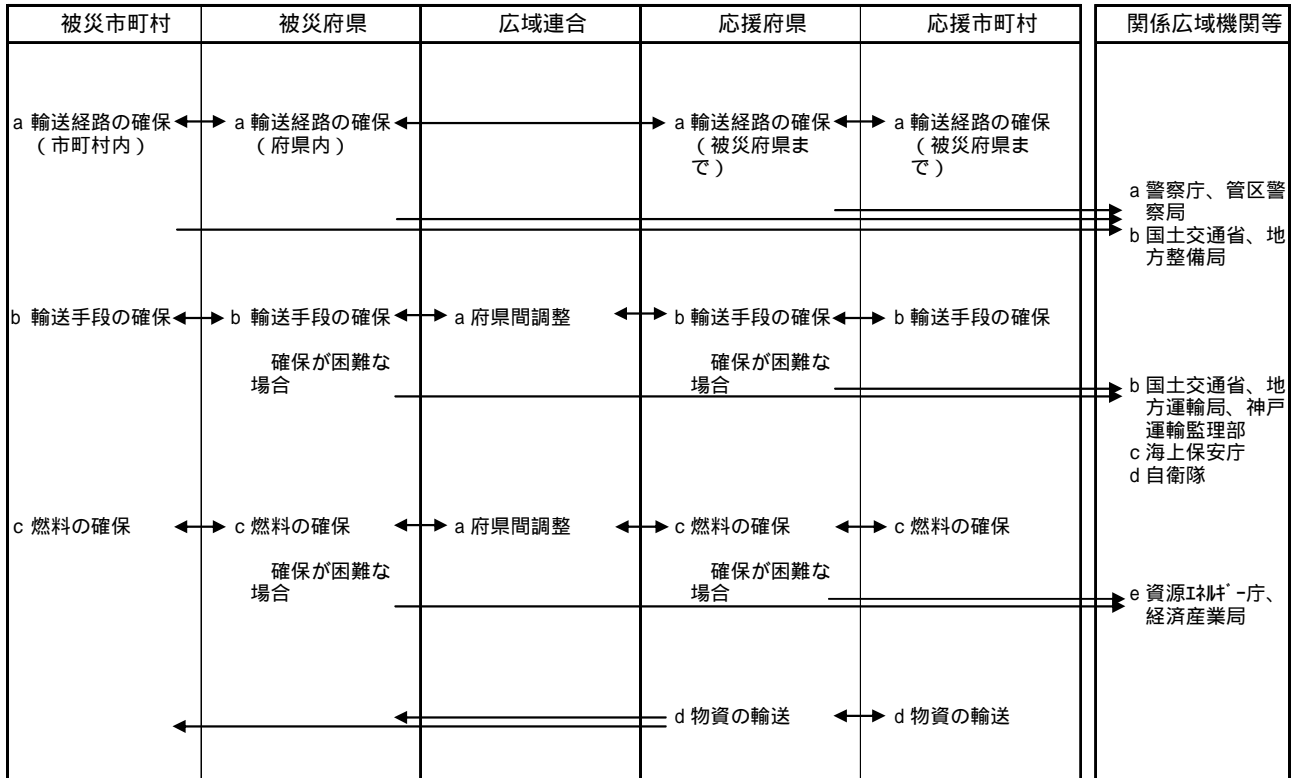


- 1 政府現地対策本部が設置された場合は、同本部を通じて支援を要請する。
- 2 自衛隊に対する要請は、自衛隊法第83条による、都道府県からの災害派遣要請を意味する。

第4章 応援・受援の手順

1 分野共通の手順 1 - 2 輸送経路・手段の確保

(4) オペレーション



被災市町村の業務

項目	内容
a 輸送経路の確保 (市町村内)	道路管理者、警察等と連携し、輸送経路に当たる道路の状況を把握するとともに、道路管理者に要請して道路の啓開を行う等により、市町村内の輸送経路を確保する。 鉄道の運行状況も把握した上で、被災府県、応援府県・市町村等に通行可能な輸送経路の情報を連絡する。
b 輸送手段の確保	宅配便事業者、府県トラック協会地方支部、海上運送事業者、道路運送事業者等に物資又は人員の輸送について協力を要請する。 ヘリコプターを使用して物資又は人員の輸送を行う必要がある場合は、被災府県にその旨を連絡する。 輸送手段の確保が困難な場合は、被災府県にその旨を連絡する。
c 燃料の確保	輸送に必要な燃料(ガソリン、軽油)を確保する。 燃料が不足する場合、被災府県に燃料の確保を要請する。

被災府県の業務

項目	内容
a 輸送経路の確保 (府県内)	道路管理者、警察等と連携し、輸送経路に当たる道路の状況を把握するとともに、道路管理者に要請して道路の啓開を行う等により、府県内の輸送経路を確保する。 鉄道の運行状況も把握した上で、被災市町村、応援府県・市町村、広域連合等に通行可能な輸送経路の情報を連絡する。
b 輸送手段の確保	宅配便事業者、府県トラック協会、府県倉庫協会、海上運送事業者、道路運送事業者等に物資又は人員の輸送について協力を要請する。 ヘリコプターを使用して物資又は人員の輸送を行う必要がある場合は、自府県内の消防防災ヘリコプター及び警察ヘリコプターを活用す

	<p>る。不足する場合は、消防庁又は警察庁を通じて、他の都道府県に同ヘリコプターの出動を要請する。</p> <p>上記によってもヘリコプターが不足する場合は、災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定に基づき、同協定の締結事業者に対し、ヘリコプターの運航を要請する。</p> <p>輸送手段の確保が困難な場合は、国土交通省地方運輸局又は地方航空局、海上保安庁に輸送手段の確保に関する協力(事業者に対する協力要請、緊急輸送活動の実施等)を要請する。</p> <p>輸送手段の確保が困難な場合は、自衛隊に輸送支援を要請する。</p>
c 燃料の確保	<p>輸送に必要な燃料(ガソリン、軽油)を確保する。</p> <p>燃料が不足する場合は、資源エネルギー庁、業界団体等に燃料の確保について協力を要請する。</p>

広域連合の業務

項目	内容
a 府県間調整	<p>災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定の締結事業者に対する被災府県又は応援府県からの運航要請の集中が予想される場合は、府県間の運航要請の調整を行う。</p> <p>上記のほか、輸送手段や燃料の配分調整を要する場合は、府県間調整を行う。</p> <p>必要に応じて、府県とともに輸送手段や燃料の確保について関係省庁に働きかける。</p>

応援府県の業務

項目	内容
a 輸送経路の確保 (被災府県まで)	<p>道路管理者、警察等と連携し、輸送経路に当たる道路の状況を把握するとともに、鉄道の運行状況も把握し、被災府県までの輸送経路を確保する。</p>
b 輸送手段の確保	<p>公用車の活用に加え、府県レンタカー協会を通じて車両を確保する。府県トラック協会、府県倉庫協会、海上運送事業者、道路運送事業者等に輸送手段の確保について協力を要請する。</p> <p>ヘリコプターを使用して物資又は人員の輸送を行う必要がある場合は、自府県内の消防防災ヘリコプター及び警察ヘリコプターを活用する。</p> <p>上記によってもヘリコプターが不足する場合は、災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定に基づき、同協定の締結事業者に対し、ヘリコプターの運航を要請する。</p> <p>輸送手段の確保が困難な場合は、国土交通省、海上保安庁に輸送手段の確保に関する協力(事業者に対する協力要請、緊急輸送活動の実施等)を要請する。</p>
c 燃料の確保	<p>輸送に必要な燃料(ガソリン、軽油)を確保する。</p> <p>燃料が不足する場合は、資源エネルギー庁、業界団体等に燃料の確保について協力を要請する。</p>
d 輸送の実施	a から c までの調整ができ次第、輸送活動を実施する。

応援市町村の業務

項目	内容
a 輸送経路の確保 (被災府県まで)	<p>道路管理者、警察等と連携し、輸送経路に当たる道路の状況を把握するとともに、鉄道の運行状況も把握し、被災府県までの輸送経路を確保する。</p>

第4章 応援・受援の手順

1 分野共通の手順 1 - 2 輸送経路・手段の確保

b 輸送手段の確保	公用車の活用に加え、府県レンタカー協会を通じて車両を確保する。 府県トラック協会地方支部、海上運送事業者、道路運送事業者等に物資又は人員の輸送について協力を要請する。 ヘリコプターを使用して物資又は人員の輸送を行う必要がある場合は、応援府県にその旨を連絡する。 輸送手段の確保が困難な場合は、応援府県にその旨を連絡する。
c 燃料の確保	輸送に必要な燃料（ガソリン、軽油）を確保する。 燃料が不足する場合、応援府県に燃料の確保を要請する。
d 輸送の実施	a から c までの調整ができ次第、輸送活動を実施する。

関係広域機関等の業務

機関・団体名	内 容
a 警察庁、管区警察局	府県警察が行う交通規制について広域的な見地から調整を行うとともに、府県警察に対して必要に応じて指導を行う。
b 国土交通省	（地方整備局）道路管理者として、警察等と連携し、輸送経路に当たる国管理道路の状況を把握し、必要に応じて啓開を行う等により、輸送経路を確保する。 （地方運輸局、神戸運輸監理部）被災府県からの要請に基づき、府県トラック協会、府県倉庫協会、海上運送事業者、港湾運送事業者、道路運送事業者及び鉄道事業者に対して緊急輸送の協力要請を行う。 （地方航空局）被災府県からの要請に基づき、空港管理者及び航空運送事業者に対して緊急輸送の協力要請を行う。
c 海上保安庁	被災府県からの要請に基づき、自ら保有する船舶、航空機等を用いて緊急輸送活動を実施する。
d 自衛隊	被災府県からの要請に基づき、自ら保有する車両、船舶、航空機を用いて輸送支援等を行う。
e 資源エネルギー庁、経済産業局	被災府県からの要請に基づき、燃料（ガソリン、軽油）について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図る。

<留意事項>

（孤立集落対策）

孤立集落の発生を防ぐため、こうしたおそれのある地区を対象に、衛星携帯電話の配備、ヘリコプター臨時発着場の確保等の孤立集落対策を事前に講じるよう努める。

孤立集落が発生した場合は、ヘリコプターにより物資又は人員を輸送するとともに、衛星携帯電話等により通信手段を確保する。

（効率的な人員輸送）

人員の輸送に当たっては、近隣の応援府県・市町村と乗り合わせるなど効率的な輸送を心がける。

（自衛隊による輸送支援）

自衛隊による輸送支援等は、自衛隊の活動が人命救助を第一優先とするため、人命救助等の状況により、支援の可否や輸送量等に幅があることに留意するとともに、自衛隊の能力・特性を踏まえた支援調整が必要である。

（高度道路交通システムの活用）

輸送経路の把握に当たっては、（特非）ITS JapanによるETCを利用した高度道路交通システムの活用が可能である。

ITS（Intelligent Transport Systems：高度道路交通システム）とは、人と道路と自動車間で情報の受発信を行い、道路交通が抱える事故や渋滞、環境対策等の課題を解決するためのシステム。

（航路の活用）

定期航路の確認においては「フェリー・旅客船ガイド」（㈱日刊海事通信社）が参考となる。

1 - 3 応援要員の派遣

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.49]

(1) 基本方針

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災市町村及び被災府県において必要な災害対策業務及び当該業務の実施に必要な応援要員の人数等を的確に把握し、市町村及び関係機関・団体と連携して速やかに応援要員を派遣する。

(2) 応援内容

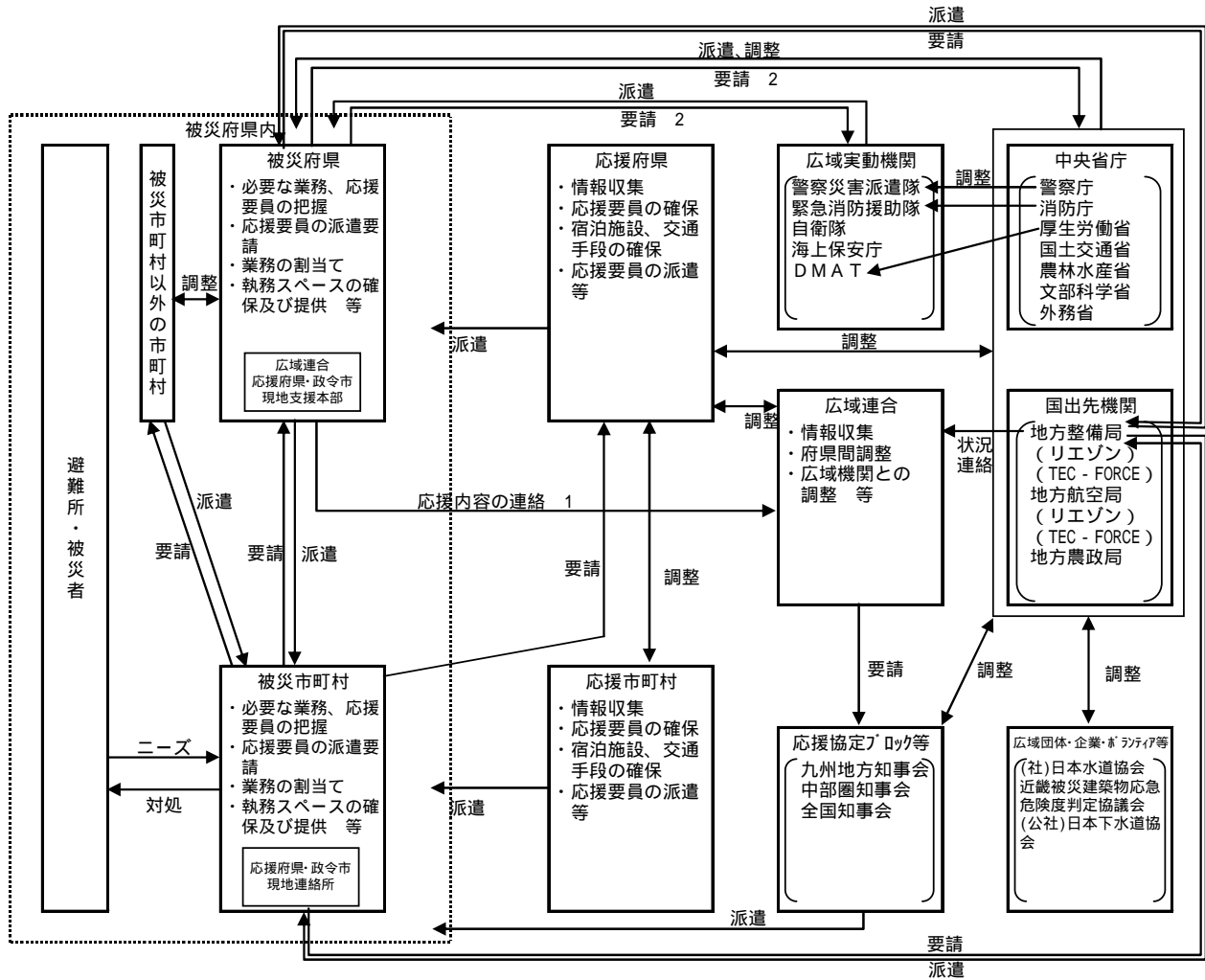
時 期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
<p>初 動 期 (発災から概ね3日間)</p>	<p>< 主な要員 > 医療対策要員 ・ 救護班 ・ ドクターヘリ</p> <p>国等の関与により派遣調整が行われる要員 救助・救急対策要員 ・ 警察災害派遣隊(即応部隊)(警察庁) ・ 緊急消防援助隊(消防庁) 医療対策要員(DMAT(厚生労働省)) 給水車、給水要員((社)日本水道協会) 被災建築物応急危険度判定士 (近畿被災建築物応急危険度判定協議会) 被災宅地危険度判定士(国土交通省)</p> <p>国が派遣する要員 自衛隊 海上保安庁 被災文教施設応急危険度判定士(文部科学省) 災害対策現地情報連絡員(リエゾン)(国土交通省) 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)(国土交通省)</p>		
<p>応急対応期 (避難所期)</p> <p>・</p> <p>復 旧 期 (仮設住宅期)</p>	<p>< 主な要員 > 避難所運営支援要員 物資集積・配送拠点運営要員 保健・医療・福祉連絡要員 被災者の心のケア要員 応急仮設住宅整備要員 社会基盤施設復旧要員 災害廃棄物処理計画策定要員 被災者生活支援窓口要員 被災市町村事務全般支援要員(家屋被害調査、罹災証明書の発行、市町村税の減免事務等の応援) 教員(教育支援要員) 文化財緊急保全要員 ボランティア統括コーディネーター</p> <p>国等の関与により派遣調整が行われる要員 警察災害派遣隊(一般部隊)(警察庁) 水道復旧要員((社)日本水道協会) 下水道復旧要員((公社)日本下水道協会) 農地・農業用施設復旧要員(農林水産省) 海外からの派遣(外務省)</p>	<p>短期派遣</p> <p>中長期派遣</p>	

「初動期」に掲載した要員は、引き続き「応急対応期・復旧期」でも活動するが再掲は省略する。

第4章 応援・受援の手順

1 分野共通の手順 1 - 3 応援要員の派遣

(3) フォーメーション

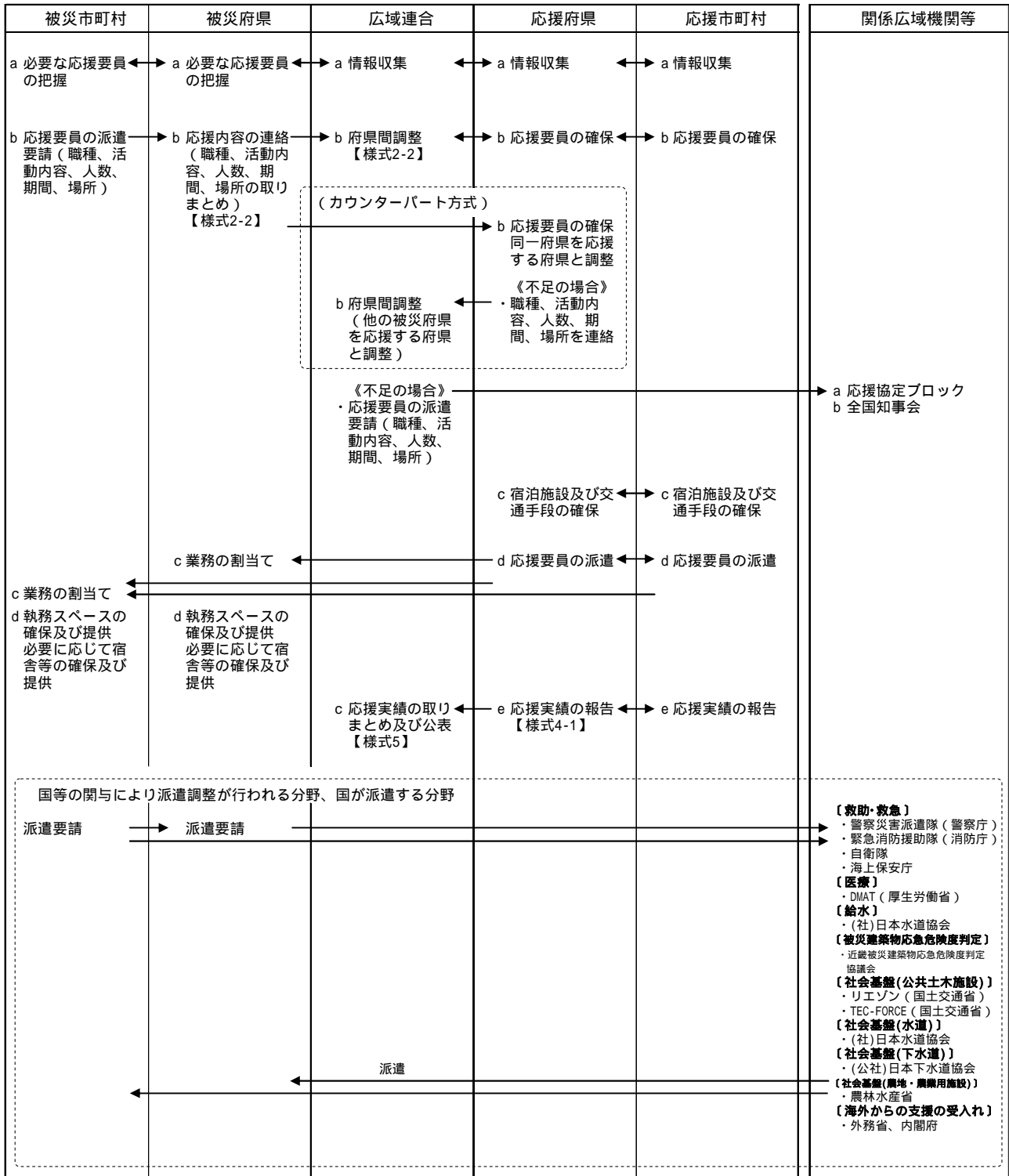


- 1 被災府県は広域連合に応援内容を連絡する。ただし、カウンターパート方式の場合は、自府県を割り当てられた応援府県・政令市に応援内容を連絡する。
- 2 政府現地対策本部が設置された場合は、同本部を通じて支援を要請する。

(4) オペレーション

応援要員の派遣要請及び派遣については、原則として次の手順によるが、国等が関与して派遣調整を行う分野など別の定めによる分野については、この限りではない。

なお、国等が関与して派遣調整を行う場合でも、広域連合は、国等に対し、広域連合が定めた応援の割当て(カウンターパート)への配慮を求めるものとする。



広域連合(カウンターパート方式の場合:被災府県)は、応援府県に応援内容を連絡する場合は、当該応援府県内の応援政令市にも同内容を連絡する。

被災市町村の業務

項目	内容
a 必要な応援要員の把握	当面必要な業務を確認し、当該業務の実施に必要な応援要員に関する情報（職種、活動内容、人数、期間、場所等）を把握する。 市町村役場内の職員配置を組み替え、可能な限り、災害対策部門に人員を集中させる。 特定の課や班に業務が集中し災害対応が滞ることのないよう業務分担に配慮する。
b 応援要員の派遣要請	人員の不足が見込まれる場合は、必要とする応援要員に関する情報（職種、活動内容、人数、期間、場所等）をもとに、被災府県に応援要員の派遣を要請する。
c 業務の割当て	応援要員が交替すること等を考慮しながら、業務が効率的に実施されるよう応援要員に業務を割り当てる。
d 執務スペースの確保及び提供	応援業務の実施に必要な執務スペースを確保し提供する。 必要に応じて、可能な範囲で応援要員のための宿舎等を確保する。

被災府県の業務

項目	内容
a 必要な応援要員の把握	当面必要な業務を確認し、当該業務の実施に必要な応援要員に関する情報（職種、活動内容、人数、期間、場所等）を把握する。 府県庁内の職員配置を組み替え、可能な限り、災害対策部門に人員を集中させる。 特定の課や班に業務が集中し災害対応が滞ることのないよう業務分担に配慮する。 被災市町村の人員の不足が見込まれる場合は、管内市町村に応援要員として職員の派遣を要請する。
b 応援内容の連絡	人員の不足が見込まれる場合は、被災市町村及び被災府県が必要とする応援要員に関する情報（職種、活動内容、人数、期間、場所等）を取りまとめ、応援要請内訳書1（様式2-2）により、広域連合（カウンターパート方式の場合：幹事府県）に連絡する。
c 業務の割当て	応援要員が交替すること等を考慮しながら、業務が効率的に実施されるよう応援要員に業務を割り当てる。 応援市町村の派遣申し出を取りまとめ、管内市町村への応援要員の振り分けの調整を行う。
d 執務スペースの確保及び提供	応援業務の実施に必要な執務スペースを確保し提供する。 必要に応じて、可能な範囲で応援要員のための宿舎等を確保する。

広域連合の業務

項目	内容
a 情報収集	現地支援本部等を通じて、被災地のニーズを把握し、応援府県と情報を共有する。
b 府県間調整	被災府県から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、府県に派遣可能人数を確認の上、応援計画内訳書1（様式2-2）により応援計画を作成し、被災府県及び応援府県へ連絡する。 （カウンターパート方式の場合） 幹事府県から応援要員を確保できない旨の連絡があったときは、他の被災府県を応援する幹事府県に応援要員の派遣を依頼する。 必要に応じて、被災府県・市町村と応援府県・市町村の組み合わせについて、国、全国知事会、全国市長会、全国町村会等に配慮を求める。

	構成団体・連携県で応援要員を確保できない場合は、各協定等に基づき、他の地方ブロック、全国知事会等の関係広域機関へ応援を要請する。
c 応援実績の取りまとめ及び公表	応援府県の応援実績を取りまとめ、報道発表資料(様式5)により公表する。

応援府県の業務

項目	内容
a 情報収集	現地支援本部及び現地連絡所等を通じて、被災地のニーズを把握し、広域連合と情報を共有する。
b 応援要員の確保	広域連合(カウンターパート方式の場合:被災府県)から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、管内市町村と連携し、応援要員を確保する。 カウンターパート方式の場合において、同一府県を応援する府県・政令市で応援要員を確保できない場合は、幹事府県がその旨を広域連合へ連絡する。
c 宿泊場所及び移動手段の確保	宿泊場所及び移動手段を確保する。移動に当たっては、同一府県を応援する府県、管内市町村等と乗り合わせて往来する等、効率的に行う。
d 応援要員の派遣	応援要員、宿泊場所、移動手段が確保でき次第、応援要員を派遣する。必要に応じて、管内市町村の被災市町村への派遣先の調整を行う。
e 応援実績の報告	派遣状況を適正に管理し、広域連合から依頼があった場合は、応援実績報告書1(様式4-1)により派遣状況を報告する。

応援市町村の業務

項目	内容
a 情報収集	応援府県等を通じて、被災地のニーズを把握する。
b 応援要員の確保	応援府県等から要請のあった応援要員を確保する。
c 宿泊場所及び移動手段の確保	宿泊場所及び移動手段を確保する。移動に当たっては、同一府県を応援する府県、管内市町村等と乗り合わせて往来する等、効率的に行う。
d 応援要員の派遣	応援要員、宿泊場所、移動手段が確保でき次第、応援要員を派遣する。
e 応援実績の報告	派遣状況を適正に管理し、応援府県から依頼があった場合は、派遣状況を報告する。

関係広域機関等の業務

機関・団体名	内容
a 応援協定ブロック	広域連合からの要請に基づき、応援要員を確保し、被災府県又は被災市町村へ派遣する。
b 全国知事会	広域連合からの要請に基づき、全都道府県へ広域応援を実施する旨を連絡し、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援の内容を連絡する。 上記の広域応援実施要領で被災県を応援することとされた都道府県は、応援要員を確保し、被災府県又は被災市町村へ派遣する。

国等の関与により派遣調整が行われる分野及び国が派遣する分野の関係広域機関等の業務については、それぞれの分野の節で記載する。

<留意事項>

(派遣形態)

自治体間の職員派遣の形態は、地方自治法第252条の17の規定による派遣(中長期派遣)を

行うことが適当な場合を除き、派遣元自治体の公務出張（短期派遣）とし、その期間は概ね最長1か月とする。

地方自治法第252条の17の規定による派遣の場合は、派遣職員の職・氏名、従事予定業務、派遣期間等について定めた派遣職員の取扱いに関する協定（p.62参照）を派遣元自治体と派遣先自治体との間で締結する。

（必要な要員数の確認）

被災府県・市町村が、地方自治法第252条の17による派遣を求める場合は、応援要員の要請人数等の算出根拠がわかる事業概要等を整理した上で、職員派遣を要請する。

（応援自治体との連携）

被災者の救援は被災府県・市町村の責務であることから、応援府県・市町村に全てを任せるといった、いわゆる丸投げにならないよう留意する。

（自己完結型の派遣）

応援要員の派遣にあたっては、応援要員が消費又は使用する物資を携行させる等、できる限り派遣先自治体の負担とならないよう配慮する。

（連続性のある派遣）

被災府県・市町村の負担を減らす観点から、1週間程度の連続した期間の派遣が望ましく、また、半数ずつ交代するなど現地で応援要員同士が引継ぎを行えるような継続的な派遣が望ましい。さらに、市町村は市町村を、府県は府県を支援できるよう調整する必要がある。

（プッシュ型の派遣）

応援府県・市町村は、応援要員のニーズの情報が得られない被災地についても、被災状況、避難者数等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても応援要員を確保し送り込む「プッシュ型」の要員派遣の実施を遅滞なく判断する。

「プッシュ型」の要員派遣については、被災府県・市町村の被災状況を踏まえ、被災地に負担をかけないように配慮しつつ、十分な人員が速やかに充足されるよう積極的に実施する。

「プッシュ型」の要員派遣の継続が被災地の府県・市町村の主体的な災害対応を妨げることのないよう、要請に基づく「プル型」の派遣への切替えを早く行う努力をする。

< 参考：過去の大規模広域災害における応援職員の派遣状況 >

平成23年台風第12号における応援都道府県・市町村の職員派遣状況

年度	職種	派遣先		合計
		和歌山県内	奈良県内	
平成23年度	土木職	29人	8人	37人
平成24年度	土木職	8人	8人	16人

出典：関西広域連合広域防災局調べ

阪神・淡路大震災における応援都道府県・市町村の職員派遣状況

短期的派遣の派遣職員延べ人数（警察、消防職員を除く）

（単位：人）

区分	7. 1. 17～7. 2. 17			7. 1. 17～7. 3. 31		
	都道府県職員	市町村職員	計	都道府県職員	市町村職員	計
防災関係	593	0	593	1,450	0	1,450
生活福祉関係	3,422	8,461	11,883	10,087	23,351	33,438
医療関係	9,386	6,294	15,680	18,732	10,869	29,601
水道関係	10,295	25,640	35,935	16,321	43,935	60,256
建築関係	3,916	3,905	7,821	5,270	5,229	10,499
衛生環境関係	4,034	8,607	12,641	6,338	15,490	21,828
土木関係	2,371	3,482	5,853	5,581	5,547	11,128
その他	5,267	9,492	14,759	10,181	18,035	28,216
合計	39,284	65,881	105,165	73,960	122,456	196,416

（注）兵庫県及び県内の被災市町に対する他の都道府県職員及び市町村職員の応援数
（兵庫県内の被災市町以外の市町からの応援を含む）

中・長期的派遣の状況

派遣期間	主な職種	派遣人数	備考
7. 4. 1～8. 3. 31	技術系職員	133人	農業土木職 6人、林学職14人、土木職43人 建築職54人、電気職 4人、機械職 4人、 食品衛生監視員 1人、土木職（水道） 1人 環境衛生監視員 2人、公害職 1人、 公害職（水道） 1人、文化財技師 2人
7. 6. 1～8. 3. 31	埋蔵文化財技師	25人	
7. 7. 1～8. 3. 31	土木職（砂防）	7人	
7. 10. 1～8. 3. 31	埋蔵文化財技師	10人	
合計		175人	

出典：阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録（平成8年6月 兵庫県）

東日本大震災における応援都道府県・市町村の職員派遣状況

東日本大震災による被災地への地方公務員の派遣状況調査（平成23年7月1日時点）

● 派遣人数

（単位：人）

派遣元	派遣先・人数									
	岩手県内		宮城県内		福島県内		その他		合計	
	累積 人数	現在派遣 人数	累積 人数	現在派遣 人数	累積 人数	現在派遣 人数	累積 人数	現在派遣 人数	累積 人数	現在派遣 人数
都道府県	4,191	176	10,216	580	5,267	174	796	0	20,470	930
政令指定都市	2,876	95	6,426	238	729	20	132	0	10,163	353
市区町村	7,929	230	13,653	699	3,995	210	713	38	26,290	1,177
合計	14,996	501	30,295	1,517	9,991	404	1,641	38	56,923	2,460

※1 派遣元の都道府県には、岩手県、宮城県及び福島県は含まれていない。

※2 派遣元の市区町村には、岩手県、宮城県及び福島県内の市町村は含まれていない。

※3 派遣先の「その他」は、青森県内、茨城県内及び千葉県内の合計である。

● 調査対象職員

調査対象団体に属する一般職の地方公務員（消防及び警察は除く。）であって、調査対象団体の命令によって公務として派遣された者

● 調査内容

- ①累積人数：平成23年3月11日～平成23年7月1日の間に派遣された累積人数
- ②現在派遣人数：平成23年7月1日時点で派遣中的人数（上記①の人数の内数）

● 派遣先被災地域

岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県及び千葉県の県及び県内市町村

調査対象団体...全地方公共団体

**東日本大震災による被災地への地方公務員の派遣状況調査
（平成23年3月11日～平成23年10月1日）**

● 派遣人数

（単位：人）

	派遣先・人数									
	岩手県内		宮城県内		福島県内		その他		合計	
	累積 人数	現在派遣 人数	累積 人数	現在派遣 人数	累積 人数	現在派遣 人数	累積 人数	現在派遣 人数	累積 人数	現在派遣 人数
都道府県合計	5,210	125	13,294	259	6,855	167	945	7	26,304	558
政令指定都市合計	3,655	69	8,817	101	854	7	132	0	13,458	177
市区町村合計	9,271	56	18,646	284	5,350	116	773	20	34,040	476
合計	18,136	250	40,757	644	13,059	290	1,850	27	73,802	1,211

※1 派遣元の都道府県合計には、岩手県、宮城県及び福島県は含まれていない。

※2 派遣元の市区町村合計には、岩手県、宮城県及び福島県内の市町村は含まれていない。

※3 派遣先の「その他」は、青森県内、茨城県内及び千葉県内の合計である。

● 調査対象職員

調査対象団体に属する一般職の地方公務員（消防及び警察は除く。）であって、調査対象団体の命令によって公務として派遣された者

● 調査内容

- ①累積人数：平成23年3月11日～平成23年10月1日の間に派遣された累積人数
- ②現在派遣人数：平成23年10月1日時点で派遣中的人数（上記①の人数の内数）

● 派遣先被災地域

岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県及び千葉県の県及び県内市町村

平成24年度における東日本大震災による被災地方公共団体への地方公務員の派遣状況
(平成24年4月16日時点)

派遣人数

(単位：人)

派遣先 派遣元	岩手県			宮城県			福島県			その他			合計		
	県庁	市町村		県庁	市町村		県庁	市町村		県庁	市町村		県庁	市町村	
都道府県	165	138	27(15)	271	226	45(17)	209	205	4(3)	1(1)	0(-)	1(1)	646(36)	569(0)	77(36)
政令指定都市	61	5	56(-)	99	1	98(0)	2	1	1(-)	0(0)	0(0)	0(0)	162(0)	7(0)	155(0)
市区町村	153	0	153(57)	299	0	299(10)	138	2	136(1)	9(3)	2(2)	7(1)	599(71)	4(2)	595(69)
合計	379	143	236(72)	669	227	442(27)	349	208	141(4)	10(4)	2(2)	8(2)	1,407(107)	580(2)	827(105)

職種別派遣状況

(単位：人)

派遣先 職種	岩手県			宮城県			福島県			その他			合計		
	県庁	市町村		県庁	市町村		県庁	市町村		県庁	市町村		県庁	市町村	
一般事務	137	37	100(51)	206	14	192(20)	148	79	69(1)	0(0)	0(-)	0(0)	491(72)	130(0)	361(72)
土木等	194	87	107(9)	409	168	241(6)	160	94	66(0)	10(4)	2(2)	8(2)	773(19)	351(2)	422(17)
その他	48	19	29(12)	54	45	9(1)	41	35	6(3)	0(0)	0(0)	0(0)	143(16)	99(0)	44(16)
合計	379	143	236(72)	669	227	442(27)	349	208	141(4)	10(4)	2(2)	8(2)	1,407(107)	580(2)	827(105)

※1 派遣先の「その他」は、茨城県内及び千葉県内の合計である。

※2 ()内の人数は、同一県内における派遣(例 岩手県庁から県内各市町村への派遣)に係る人数で、内数である。

※3 職種別派遣状況における職種のうち、「土木等」は、土木、建築、機械、電気、農業土木の職であり、「その他」は、文化財技師、保健師等の職である。

調査対象職員

調査対象団体に属する一般職の地方公務員(消防及び警察は除く。)であって、調査対象団体の命令によって公務として派遣された者

調査内容

平成24年4月16日時点で派遣中の人数

派遣先被災地域

岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県の県及び県内市町村

平成24年度における東日本大震災による被災地方公共団体への地方公務員の派遣状況
(平成24年10月1日時点)

派遣人数

(単位：人)

派遣先 派遣元	岩手県			宮城県			福島県			千葉県			合計		
	県庁	市町村		県庁	市町村		県庁	市町村		県庁	市町村		県庁	市町村	
都道府県	202	160	42(17)	344	270	74(17)	231	212	19(4)	1(1)	0(-)	1(1)	778(39)	642(0)	136(39)
政令指定都市	66	6	60(-)	126	3	123(2)	4	2	2(-)	0(0)	0(0)	0(0)	196(2)	11(0)	185(2)
市区町村	182	0	182(66)	372	0	372(15)	146	2	144(0)	8(3)	2(2)	6(1)	708(84)	4(2)	704(82)
合計	450	166	284(83)	842	273	569(34)	381	216	165(4)	9(4)	2(2)	7(2)	1,682(125)	657(2)	1,025(123)

職種別派遣状況

(単位：人)

派遣先 職種	岩手県			宮城県			福島県			千葉県			合計		
	県庁	市町村		県庁	市町村		県庁	市町村		県庁	市町村		県庁	市町村	
一般事務	154	44	110(53)	261	38	223(24)	144	79	65(1)	2(2)	2(2)	0(0)	561(80)	163(2)	398(78)
土木等	232	99	133(9)	509	179	330(8)	289	98	93(0)	7(2)	0(0)	7(2)	939(19)	376(0)	563(19)
その他	64	23	41(21)	72	56	16(2)	85	39	7(3)	0(0)	0(0)	0(0)	182(26)	118(0)	64(26)
合計	450	166	284(83)	842	273	569(34)	518	216	165(4)	9(4)	2(2)	7(2)	1,682(125)	657(2)	1,025(123)

※1 ()内の人数は、同一県内における派遣(例 岩手県庁から県内各市町村への派遣)に係る人数で、内数である。

※2 職種別派遣状況における職種のうち、「土木等」は、土木、建築、機械、電気、農業土木の職であり、「その他」は、文化財技師、保健師等の職である。

調査対象職員

調査対象団体に属する一般職の地方公務員(消防及び警察は除く。)であって、調査対象団体の命令によって公務として派遣された者

調査内容

平成24年10月1日時点で派遣中の人数

派遣先被災地域

岩手県、宮城県、福島県及び千葉県の県及び県内市町村

出典：総務省ホームページ

<参考：派遣職員の取扱いに関する協定書（例）>

派遣職員の取扱いに関する協定書（例）

大震災に係る 県の復旧事業等に従事するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定に基づき、 県から 県に派遣される職員（以下「派遣職員」という。）の身分取扱い等について、 県知事（以下「甲」という。）と 県知事（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

- 1 派遣職員の職・氏名及び主たる従事予定業務等
別紙のとおり
- 2 派遣期間
派遣期間は別紙のとおりとする。ただし、必要があるときは、甲乙協議のうえその期間を延長し、又は短縮することができる。
- 3 身分
 - (1) 乙は、派遣職員を派遣職員が 県において保有する職と同等と認める職に併任するものとする。
 - (2) 甲又は乙は、派遣職員について派遣又は併任の発令をしたとき及び発令事項に変更があるときは、速やかに発令事項を相互に通知するものとする。
- 4 給与
 - (1) 派遣職員の給料（給料の調整額及び教職調整額を含む。）扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当、超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜勤手当、休日給、給料の特別調整額（管理職手当）、期末手当及び勤勉手当は、 県がその関係規程に基づいて支給する。
 - (2) 派遣職員の通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）へき地手当（これに準ずる手当を含む。）宿日直手当、寒冷地手当及び災害派遣手当は、 県がその関係規程に基づいて支給する。
 - (3) 派遣職員の退職手当は、 県がその関係規程に基づいて支給する。
- 5 旅費
派遣職員の赴任旅費及び帰任旅費並びに派遣期間中の旅費（専ら 県の用務によるものを除く。）は、 県がその関係規程に基づいて支給する。
- 6 勤務時間等
派遣職員の勤務時間、休日、休暇等については、 県の関係規程を適用する。
- 7 服務
 - (1) 派遣職員の服務については、 県の関係規程を適用する。
 - (2) 派遣職員の職務専念義務の免除の承認及び営利企業等の従事の許可については、甲乙協議のうえ、 県の関係規程を適用して、乙が行う。
- 8 分限及び懲戒
派遣職員の分限処分及び懲戒処分は甲が行い、その事由、手続き及び効果については、 県の関係規程の定めるところによる。この場合において、処分を必要とする事由が生じたときは、その都度甲乙協議するものとする。
- 9 共済組合
 - (1) 派遣職員は、地方職員共済組合 県支部所属の組合員とする。
 - (2) 県は、派遣職員に係る掛金を徴収し、これに見合う負担金とともに地方職員共済組合に払い込む。
- 10 公務災害補償

- (1) 派遣職員の公務災害補償の手続等は、乙が行うものとする。
 (2) 派遣職員に係る負担金については、 県及び 県が、4の(1)及び(2)の規定により支給する給与の額に応じて、それぞれが地方公務員災害補償基金に払い込む。

11 研修及び厚生

派遣職員の研修及び厚生は、乙が行う。

12 健康管理

派遣職員の健康管理は、乙が行う。

13 勤務状況、健康状況等報告

- (1) 乙は、派遣職員の勤務状況、健康状況等について毎月甲に報告するものとする。
 (2) 甲は、派遣職員の勤務状況、健康状況等について、必要に応じ乙に報告を求めることができる。
 (3) 派遣職員の身分、給与、健康状況等に変動があったときは、その都度甲乙が相互に通知する。

14 経費の負担

- (1) 県が4の(1)の規定により支給した給与並びに9の(2)及び10の(2)の規定により払い込んだ負担金に相当する額については、 県が負担し、甲乙協議のうえ別に定める方法により、 県に負担金として納付する。
 (2) 県が4の(2)の規定により支給した手当及び5の規定により支給した旅費については、 県が負担する。
 (3) 県が4の(3)の規定により支給する退職手当については、 県が負担する。

15 その他

この協定書に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定書に定めるもののほか派遣職員の身分取扱い等に関して必要な事項があるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、記名押印のうえ、甲乙各1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

(甲) 県
県知事

(乙) 県
県知事

(別紙)

派遣職員				県における配属先			派遣期間
現所属	職	氏名	年齢	配属先	職	従事予定業務	